

CLAIR REPORT No.450

ニュージーランドにおける子育て支援政策 ～乳幼児保育政策を中心に～

Clair Report No.450 (Aug 24, 2017)
(一財)自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

近年「女性活躍」に関する政策が、我が国の政府及び地方自治体において重点的に推進されている。中でも、乳幼児保育政策を中心とする子育て支援政策は、中枢的な政策体系として位置付けられており、保育所の量的整備、各家庭の必要に応じた多種多様な保育サービスの提供等の事業が進められている。

本編は、当事務所の担当国であるニュージーランドにおける子育て支援政策について、その背景及び概要等につき、乳幼児保育政策を中心にまとめたものである。併せて、各種の子育て支援施設を訪問し、それらの事例紹介も行っている。

ニュージーランドは、人口 400 万強の国であり、中央政府が多くの分野の行政サービスを担う構造となっている。特に乳幼児保育サービスについては、幼保一元化により中央政府のうちでも教育省に権限が一元化されている。一方、我が国は、少子化の中にあっても毎年約 100 万人の新生児が順次保育サービスの対象に加わってくるとともに、求められる保育サービスの種類は地域によって大きく異なることから、市町村を中心とする地方自治体が提供主体、助成主体、監督主体等となって、社会福祉法人、学校法人等とともに、保育サービスを提供していく分権的な体制となっている。この差はあるものの、ニュージーランドの政策を通して、保育サービスにおける行政全体としての役割が描き出されるものと考えている。

また、保育サービスにおけるカリキュラム、監査体制、評価結果の公表に加え、産前産後・育児休業制度、家族への経済的な支援についても紹介しており、昨今求められている子育て支援政策全般についても概観できるようになっている。

行政改革、政府機関の民営化等、ニュージーランドは、我が国における改革の先行事例として頻繁に参照されてきたところである。本編による乳幼児保育政策の紹介が、今後の自治体での政策立案の一助となれば幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長
上坊 勝則

目次

第1章 序論.....	1
第1節 ニュージーランドの概要	1
1 概要	1
2 政府構造と地方自治体	1
3 民族構成	1
第2節 対象分野	2
第3節 子育て支援に係る国・地方間の事務配分	2
第4節 マオリ文化と二文化主義の歴史	3
第5節 ニュージーランドの学校教育制度	4
第2章 ニュージーランドにおける子育て支援を巡る状況	6
第1節 人口動向	6
第2節 合計特殊出生率	6
第3節 女性の社会進出の状況	7
1 歴史	7
2 ジェンダー・ギャップ指数（2016年）	7
3 女性の就業率の割合（OECD加盟国・2015年）	8
4 男女間賃金格差（OECD加盟国・2014年）	9
5 女性就労率	10
第4節 産前産後・育児休業制度	11
第5節 家族給付制度	11
1 児童手当から家族補助へ	11
2 働く家族のための給付付き税額控除	12
第6節 幼保一元化までの歴史	13
第3章 ニュージーランドにおける乳幼児保育政策の概要	14
第1節 保育制度	14
1 保育・幼児教育行政の所管	14
2 乳幼児保育サービスの利用状況	14
3 保育者の免許	20
4 施設の運営主体（非営利機関と私営機関）	20
5 保育時間	21

6	保育者の配置基準.....	22
7	保育施設における設備基準.....	22
第2節	テファリキ（就学前統一カリキュラム）.....	23
1	テファリキの特徴.....	23
2	ラーニングストーリー.....	25
第3節	乳幼児保育サービスの質の確保のための取組.....	26
1	教育省の監査.....	26
2	教育機関評価局による第三者機関での評価.....	26
3	保育者資格者の養成と研修.....	30
第4節	政府補助金.....	31
1	教育省からの補助金(Early Childhood Education Funding).....	32
2	社会開発省からの補助金(Childcare Subsidy).....	34
3	20時間幼児教育(20 Hours Early Childhood Education).....	34
第4章	事例紹介.....	35
第1節	所在自治体の概要（ハット市）.....	35
第2節	ハット市における保育施設との関係.....	35
第3節	施設紹介.....	36
1	保育所「Nga Tamariki Childcare Centre」.....	36
2	幼稚園「Stokes Valley Kindergarten」.....	37
3	日本人プレイグループ「プレイグループひまわり」.....	38
	参考文献.....	39
	おわりに.....	40

概要

第1章では、序論として、ニュージーランドの概要を説明した後、本レポートにおける調査対象を明確化した上で、子育て支援関係の国・地方間の事務配分、マオリ文化と二文化主義の歴史、そして学校教育制度について紹介する。

第2章では、ニュージーランドにおける乳幼児保育政策を見る準備段階として、人口動向、合計特殊出生率、女性の社会進出の状況を把握した上で、産前産後・育児休業制度、家族給付制度などの子育て支援政策について述べる。最後に、世界に先駆けて導入した幼保一元化について紹介する。

第3章では、乳幼児保育政策の概要について詳述する。まず、保育制度として多様なサービス提供機関があること、就学前統一カリキュラムであるテファリキ、乳幼児保育サービスの質を確保するための監査体制、最後に政府補助金について紹介する。

第4章では、首都ウェリントン近郊の保育施設の事例紹介を行う。

第1章 序論

この章では、序論として、ニュージーランドの概要を説明した後、本レポートにおける調査対象を明確化した上で、子育て支援関係の国・地方間の事務配分、マオリ文化と二文化主義の歴史、そして学校教育制度について紹介する。

第1節 ニュージーランドの概要

1 概要

ニュージーランド¹は、北島と南島の2つの主要島及び多数の島々からなる。総面積は269,652 km²で、日本の約3分の2である。総人口は約460万人²、人口密度は約15.7人/km²であり、人口密度についてはオーストラリアよりは高いが、日本のそれと比べると約22分の1である。また85%が都市部に居住しているため、非都市部の人口密度は更に低く、人口の約4分の3が北島に集中するなど、人口分布のバランスは偏っていると言える。³

2 政府構造と地方自治体

ニュージーランドは、憲法上、英国女王でもあるエリザベス二世を元首とする立憲君主国であり、その代理として総督⁴が置かれているが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。議会は一院制であり、基本定数は120名、任期は3年である。

単一の成文憲法はなく、立法府・行政府・司法府などの権限及び役割並びに総督の設置などを定めた最も包括的な憲法的意義を有する法律である「1986年憲法⁵」を中心に複数の法律や慣習法で憲法的役割を成している。

また、政府構造は、中央政府と地方政府の二層であり、地方政府には「広域自治体」(Regional Council)と「地域自治体」(Territorial Authority)の二種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され、並列の関係に立っている。地方自治の概念は、憲法上は明記されておらず、法令を通じて国会が地方自治体に権限を付与するものである。⁶

3 民族構成

紀元1300年頃にポリネシア系移民(先住民マオリ⁷)がニュージーランドに移住し、その後、1830年頃から1960年代までの入植はほとんどが英国からであったが、最近

¹ 首都は北島にあるウェリントンである。

² 2015年6月30日推定。

³ 自治体国際化協会(2015)、71頁。

⁴ Governor General 首相の推薦に基づき国王に任命される。任期は通常5年。総選挙後の首相の任命や首相の助言に基づき法律案の承認などを行う。

⁵ Constitution Act 1986

⁶ 自治体国際化協会(2015)、76-77頁。

⁷ 以下「マオリ」と呼ぶ。

は特に太平洋諸島やアジアからの移民が増えてきている。具体的には、1996年には人口の75.17%は英国その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が14.01%、太平洋諸島系が5.61%、アジア系が4.76%、中東・ラテンアメリカ・アフリカ系が0.45%だったが、2013年には、人口の67.00%は英国その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が14.01%、アジア系が10.95%、太平洋諸島系が6.97%、中東・ラテンアメリカ・アフリカ系が1.07%を占める。⁸

第2節 対象分野

本レポートにおいては、ニュージーランドにおける子育て支援に係る政策のうち、就学前あるいは5歳未満の子どもへの乳幼児保育⁹政策を中心に調査対象とする。

ニュージーランドでは、1986年に幼保一元化を実施した後、これまで幼稚園に偏っていた補助金を保育所などの幼稚園以外の施設にも配分したことから、多様な施設や運営主体(民間も含む)がその特徴や機能を保ちながら就学前保育制度を担っている。日本で言われているような待機児童という問題はほとんどない。

第3節 子育て支援に係る国・地方間の事務配分

子育て支援関係の国・地方間の事務配分は図表1-1のとおりである。

教育については、就学前教育から高等教育まで、全段階の教育を中央政府教育省¹⁰が管轄する。教育省は政策提言や枠組作りを行うほか、実際の学校運営に責任を負う高等教育委員会¹¹及び全国約2,400の学校ごとに設置されている学校理事会¹²に対して資金(給与、施設維持費など)を提供する。よって、地方自治体は日本と異なり、教育行政に関する権限を有していない。

また、児童福祉については、中央政府社会開発省¹³の管轄の下で、児童・家庭支援等のサービスが提供されている。¹⁴

⁸ Statistics New Zealand, Estimated resident population (ERP), national population by ethnic group, age, and sex, 30 June 1996 and 2013

⁹ 「Early childhood education(ECE)」のことで、この論文では「幼児教育」も含めた意味で使っている。

¹⁰ ニュージーランド中央政府の「Ministry of Education」のことである。以下「教育省」と呼ぶ。

¹¹ 「Tertiary Education Commission」のことで政府とともに高等教育に関する政策開発及び実施を促進する役割を担う機関

¹² Board of Trustees

¹³ ニュージーランド中央政府の「Ministry of Social Development」のことである。以下「社会開発省」と呼ぶ。

¹⁴ 自治体国際化協会(2015)、86-87頁。

図表 1-1 子育て支援関係における政府間の事務配分

	中央政府	広域自治体	地域自治体
教育	大学/技術専門学校(ホリテック) 公的學校 私立學校への助成 国家資格の認定 <u>就学前教育(幼稚園など)の運営・補助</u>		
保健福祉	住宅援助/就業支援 <u>児童福祉</u>		住宅整備 公園

第4節 マオリ文化と二文化主義の歴史

ニュージーランドの文化を語る上で、マオリの歴史とその文化に対するニュージーランド政府の立場の変遷を理解することが重要である。「二文化主義¹⁵⁾(Biculturalism)は、ヨーロッパ系移民とマオリの対立と融和という長い歴史の中で形成されてきた。その経緯を振り返ることとする。

まず、マオリが紀元 1300 年頃に移住し、その後、渡来した英国を中心とするヨーロッパ系移民との間で、1840 年「ワイタンギ条約」(Treaty of Waitangi)を締結した。当時は人口の 2%しか占めなかったヨーロッパ系移民が増えるに従い、あらゆる分野において英国による植民地化が進められ、教育分野においてもマオリに対する同化政策がとられるようになった。まず、植民地政府は 1867 年に先住民学校法を制定し、これまで学校という教育システムがなかったマオリの子どもたちに対して教育を行うための先住民学校(Native School)を開校した。しかし、学ぶ分野や言語はマオリ伝統文化やマオリ言語ではなく、英語でのヨーロッパの考え方や法令順守などであり、ヨーロッパ文化へ同化させることが目的であった。さらに 1903 年以降、先住民学校では校内でのマオリ語の使用が禁止されるようになった。¹⁶⁾また、就学前保育施設については、もともとマオリの子どもたちは家庭の中で養育されていたため、施設に通うことは少なかったが、1950 年代頃から、ヨーロッパ系移民が通う幼稚園、プレイセンター、保育所といった施設に通うようになり、ヨーロッパ系移民の価値観を教育や保育を通して普遍化されていった。その結果、マオリの言語、習慣、価値観、文化を衰退させ、継承が次第に困難になっていった。

しかし、1960 年代になると、世界的な先住民運動が高揚し、ニュージーランドにおいても、マオリがマオリ語、文化の復興を求めるようになった。政府も同化政策からの転換を行い、1975 年には「ワイタンギ条約法」(Treaty of Waitangi Act)の制定、ワイ

¹⁵⁾ マオリと英国を中心としたヨーロッパ系移民の両文化を尊重しながら政策を行っていく考え方のこと。

¹⁶⁾ 飯野(2014)、95-96 頁。

タンギ審判所¹⁷の設置、中央政府にマオリ部(Department of Maori Affairs)が設立され、政府もマオリの復権活動に対して積極的に協力するようになった。その後、政府は、二文化主義を国家理念に捉え、両文化の融合を踏まえた様々な政策が行われるようになった。保育分野においても、1982年に入るとマオリはその伝統、文化、言語の保持を目的とした独自の保育施設である「コハンガ・レオ¹⁸」を設立し、マオリ部の管轄下で運営するようになった。また、幼稚園・保育所に共通する就学前統一カリキュラムであるテファリキ¹⁹の前文の一説にも二文化主義の理念が明記されている。ニュージーランドの主要言語は英語であるが、1987年にマオリ語法(Maori Language Act)が制定されたことに伴い、マオリ語も公用語²⁰となり、官公庁や政府発行物のほとんどに英語とマオリ語が併記されている。²¹

第5節 ニュージーランドの学校教育制度

ニュージーランドでは、外国人生徒を除く全ての国民が5歳の誕生日から19歳の誕生日後の1月1日まで、全ての国立校において無償で教育を受ける権利が保障されている²²。このうち義務教育は6歳から16歳までの11年間²³であるが、5歳の誕生日を過ぎれば学校に入学できることから、ほとんどの子どもは5歳から就学している。そこから6年間の初等学校(Primary School)、2年間の中等教育の中学校(Intermediate School)、5年間の高校(Secondary School)に進むのが一般的である。学校を設置別に見ると、国立校(State School)、国立統合校(State Integrated School)、私立校(Private School)の3種類があり、国立以外の公立施設はない。²⁴国立統合校とは生徒1人につき国立施設と同額の支援が国から行われるが、土地や建物は設置者私有であり、カリキュラムの一部も設置者独自の理念で実施される施設である。割合はほとんどが国立校及び国立統合校であり、私立学校は全体の4%程度しかない。

そのほか、マオリの言語、文化を維持する目的に設立され、全てマオリ語で授業を行う学校(kura kaupapa Maori)もある。²⁵

¹⁷ 1840年に締結された「ワイタンギ条約」の理念を守るために設けられたもの。それ以来、ワイタンギ審判所ではマオリ イウイ(部族)によってもたらされた多くの主張を審理・裁定している。多くの場合、金銭での支払や国有地返還などのかたちで補償がなされている。

¹⁸ 詳しくは第3章を参照。

¹⁹ 詳しくは第3章を参照。

²⁰ 現在は手話も公用語として扱われている。

²¹ 七木田(2015)、20-21頁、27-44頁、48頁。飯野(2011)、2-3頁、6-7頁。

²² 1989年教育法(Education Act)第3条

²³ 1989年教育法第20条

²⁴ オークランド日本経済懇談会(二水会)(2015)、68-71頁。

²⁵ 青木(2014)、100-101頁。

図表 1-2 就学前教育から初等・中等教育にかけての学校系統（主なもの）²⁶

年齢	学年	教育機関	
17	13	高校 (Secondary School)	義務教育
16	12		
15	11		
14	10		
13	9		
12	8	中等教育の中学校 (Intermediate School)	
11	7		
10	6	初等学校 (Primary School)	
9	5		
8	4		
7	3		
6	2		
5	1		
4		幼稚園 (Kindergarten) や 保育園 (Education and care centres) などの就学前教育サービス	
3			
2			
1			
0			

²⁶ ニュージーランド教育省ウェブサイト及び日本国外務省ウェブサイトを参考に作成。

第2章 ニュージーランドにおける子育て支援を巡る状況

この章では、ニュージーランドにおける乳幼児保育政策を見る準備段階として、人口動向、合計特殊出生率、女性の社会進出の状況を把握した上で、産前産後・育児休業制度、家族給付制度などの子育て支援政策について述べる。最後に、世界に先駆けて導入した幼保一元化について紹介する。

第1節 人口動向²⁷

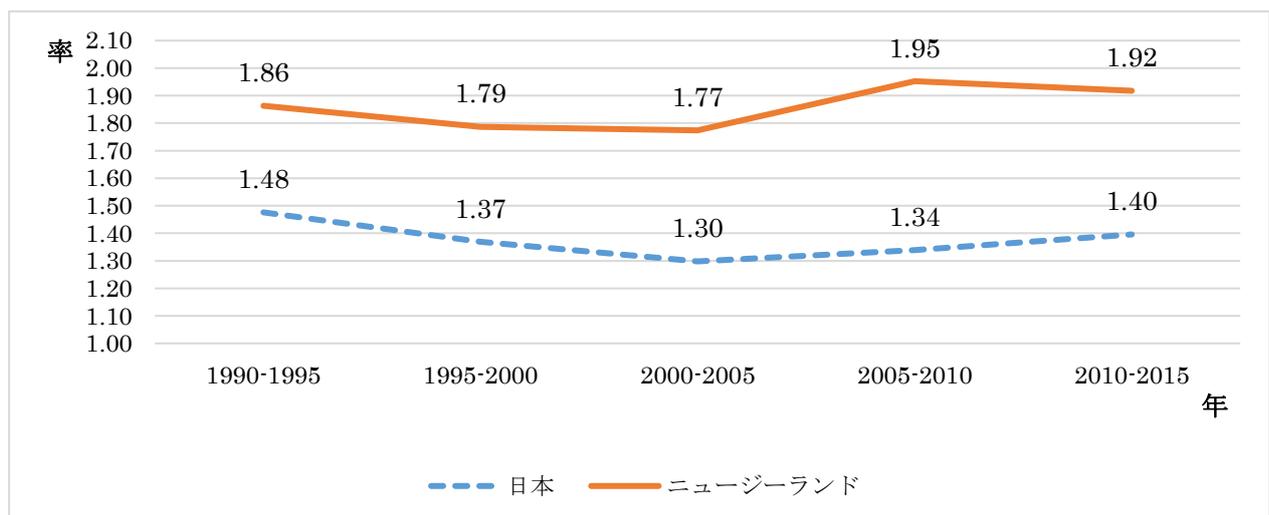
ニュージーランドの人口は、2014年中には450万人を超え、2015年6月30日現在では、460万人と推定される。2015年の1年間で8.6万人、率にして2.0%、人口が増加したことになるが、人口増のうち自然増（出生数と死亡数の差）は2.8万人、社会増（移民の出入国による増減）は5.8万人を占めている。

こうした自然増と社会増に後押しをされて、ニュージーランドの人口は近年増加を続けており、2048年までには532万人から684万人の増加が見込まれ²⁸、子育て支援や医療を始めとする社会保障や住宅開発、道路や交通などのインフラ整備が進められている。

第2節 合計特殊出生率²⁹

図表2-1は1990年から2015年の日本とニュージーランドの合計特殊出生率の推移を示したものである。ニュージーランドの合計特殊出生率は日本に比べると値は高いが、1.9前後で推移しており、過去25年間で大きな変化は見られない。

図表 2-1 日本とニュージーランドの合計特殊出生率の推移



²⁷ Statistics New Zealand, Table2 Estimated population by sex と Table3 Components of population change

²⁸ Statistics New Zealand, Summary of New Zealand population projections

²⁹ United Nations Population Division, World Population Prospects: The 2015 Revision

第3節 女性の社会進出の状況

1 歴史

ニュージーランドは 1893 年に国政に対する女性選挙権を認めた世界最初の国である。その後も 1919 年の国政権法(Women's Parliamentary Rights Act)により、被選挙権が認められ、1947 年には初の女性閣僚が誕生するなど、女性が政治に関わる歴史は長い。

また、雇用については、1960 年に公的機関賃金平等法(Government Service Equal Pay Act)、民間企業においても 1972 年に賃金平等法(Equal Pay Act)によって、男女の別に基づく賃金格差が禁止された。また、1977 年には人権委員会法(Human Rights Commission Act)により性別や既婚・未婚の別、人種や信条などに基づく、教育、雇用など幅広い分野での差別を禁止した。1985 年には中央政府の中に女性政策省(Ministry of Women's Affairs)を設置し、女性に関する政策・施策を包括的に担当することとなった。

2 ジェンダー・ギャップ指数 (2016 年)

世界経済フォーラム³⁰が 2016 年 10 月発表した各国の男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)」³¹によると、図表 2-2 のとおり、ニュージーランドは 144 カ国中、第 9 位に位置しており、日本の 111 位に比べて高順位である。当指数は経済、教育、保健、政治の分野ごとの状況を判断して総合値を算出するが、ニュージーランドでは特に教育面での評価が高い。

図表 2-2 ジェンダー・ギャップ指数 2016

順位	国名	総合指数	経済指数	教育指数	保健指数	政治指数
1 位	アイスランド	0.874	0.806	1.000	0.970	0.719
2 位	フィンランド	0.845	0.794	1.000	0.980	0.607
3 位	ノルウェー	0.842	0.818	1.000	0.974	0.576
9 位	ニュージーランド	0.781	0.765	0.999	0.970	0.390
111 位	日本	0.660	0.569	0.990	0.979	0.103

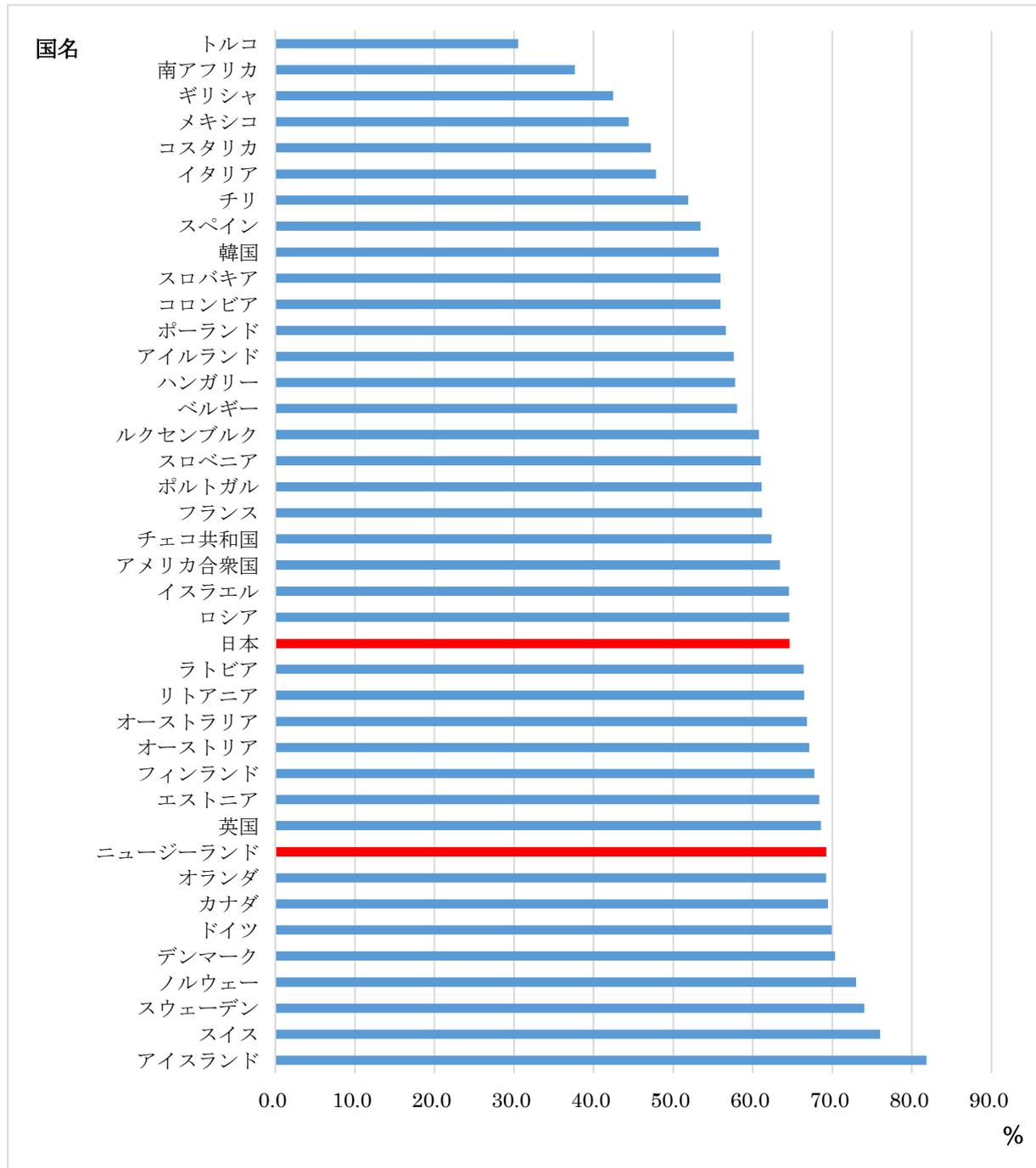
³⁰ World Economic Forum のことで、グローバル・シティズンシップの精神に則り、パブリック・プライベート両セクターの協力を通じて、世界情勢の改善に取り組む国際機関。ビジネス界、政界、学界および社会におけるその他のリーダーと連携し、世界・地域・産業のアジェンダを形成。1971 年にスイスのジュネーブに本部を置く非営利財団として設立された。<https://www.weforum.org/>

³¹ <http://reports.weforum.org/global-gender-gap-report-2016/results-and-analysis/>

3 女性の就業率の割合（OECD³²加盟国・2015年）³³

図表 2-3 のとおり、ニュージーランド女性の就業率の割合（15歳から64歳を対象、2015年）を見ると、日本の64.6%に比べ、69.2%で高く、女性の社会参画が進んでいることがわかる。

図表 2-3 OECD 加盟国における女性の就業率の割合



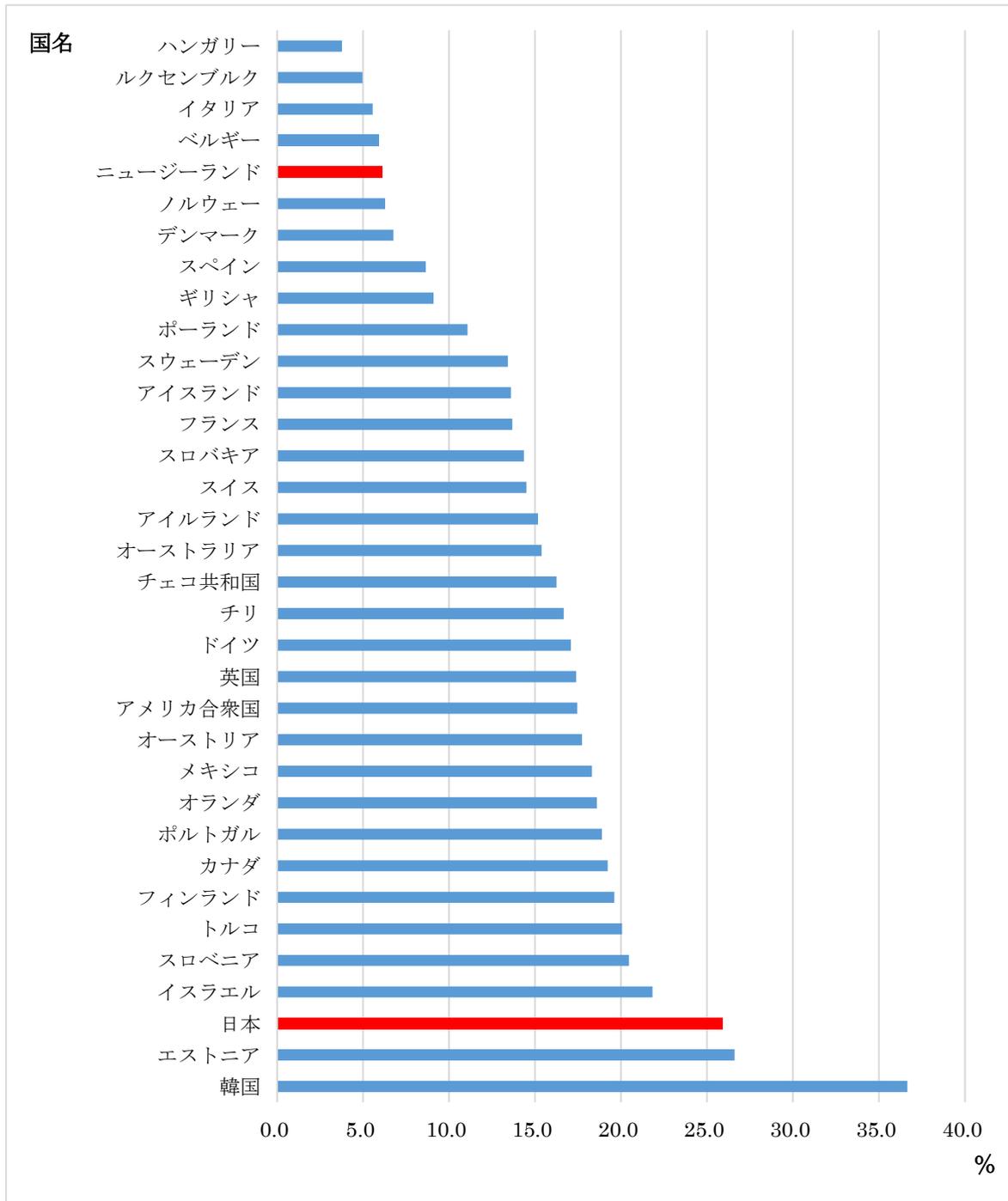
³² Organisation for Economic Co-operation and Development : 「経済協力開発機構」の略で、ヨーロッパ諸国を中心に日本・米国を含め 35 ヶ国の先進国が加盟する国際機関。

³³ OECD, StatExtracts, Labour Force Statistics by sex and age

4 男女間賃金格差 (OECD 加盟国・2014年)³⁴

ニュージーランドの男女の賃金格差は図表 2-4 のとおり、日本の 25.9%に比べ、6.1%と低く、男性の賃金を 100 とした場合、日本では女性の賃金が 74.1 であり、ニュージーランドでは 93.9 である。

図表 2-4 男女間賃金格差(Gender wage gap)



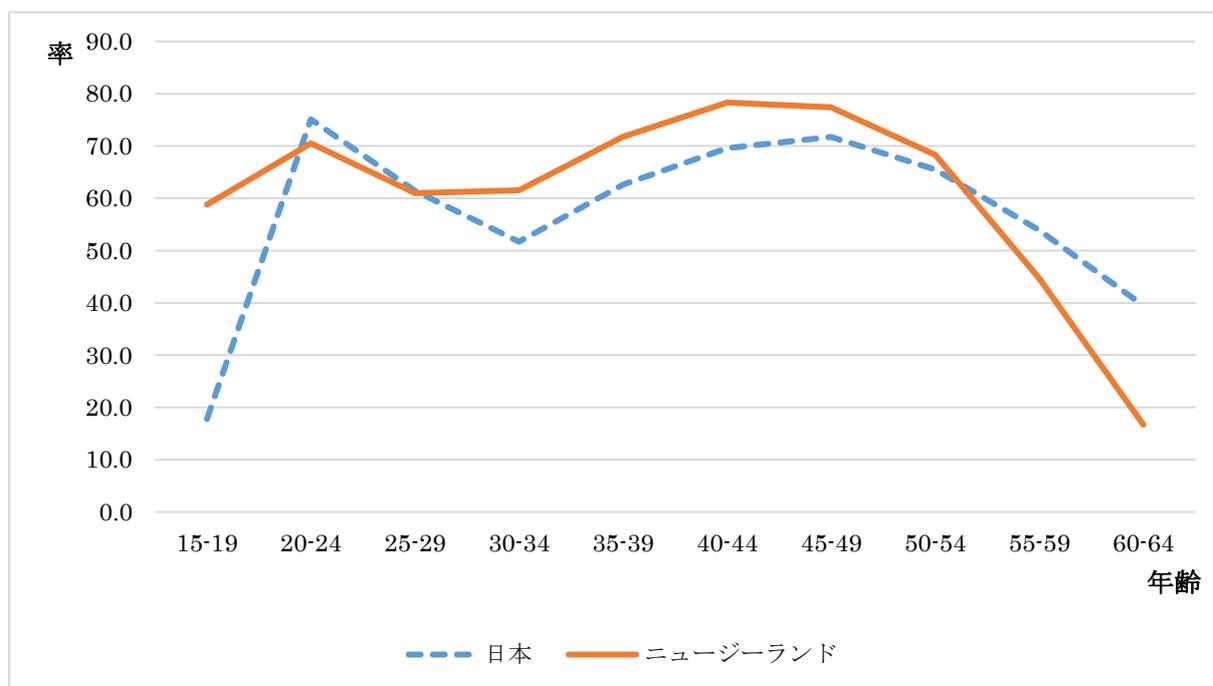
³⁴ OECD, "OECD Employment Outlook - Statistical Annex, Table P. Relative earnings: Gender, age and education gaps

5 女性就労率

ニュージーランドは先進国の中では女性の就労率³⁵は低めで、図表 2-5 のとおり 1990 年時点では、日本同様、年齢階級別就労率（いわゆる M 字カーブ）の落ち込みが大きかった。しかし、近年、保育政策の充実や社会情勢の変化により、若い子どもを持つ女性が多い、25 歳から 34 歳の女性の就労率が上昇しており、図表 2-6 のとおり 2015 年の同年齢階級の女性就労率は 1990 年と比較して約 15% 高くなり、M 字カーブの落ち込みが解消してきていることがわかる。

また、3 歳から 6 歳未満の子どもを持つ母親の就労率³⁶は、57.8% であり、OECD28 カ国の平均である 66.6% より低いものの、6 歳から 15 歳未満の子どもを持つ母親の就労率は、73.8% であり、OECD28 カ国の平均である 73.8% と同じであることから、子どもの成長とともに職に復帰する母親が多いととらえることができる。

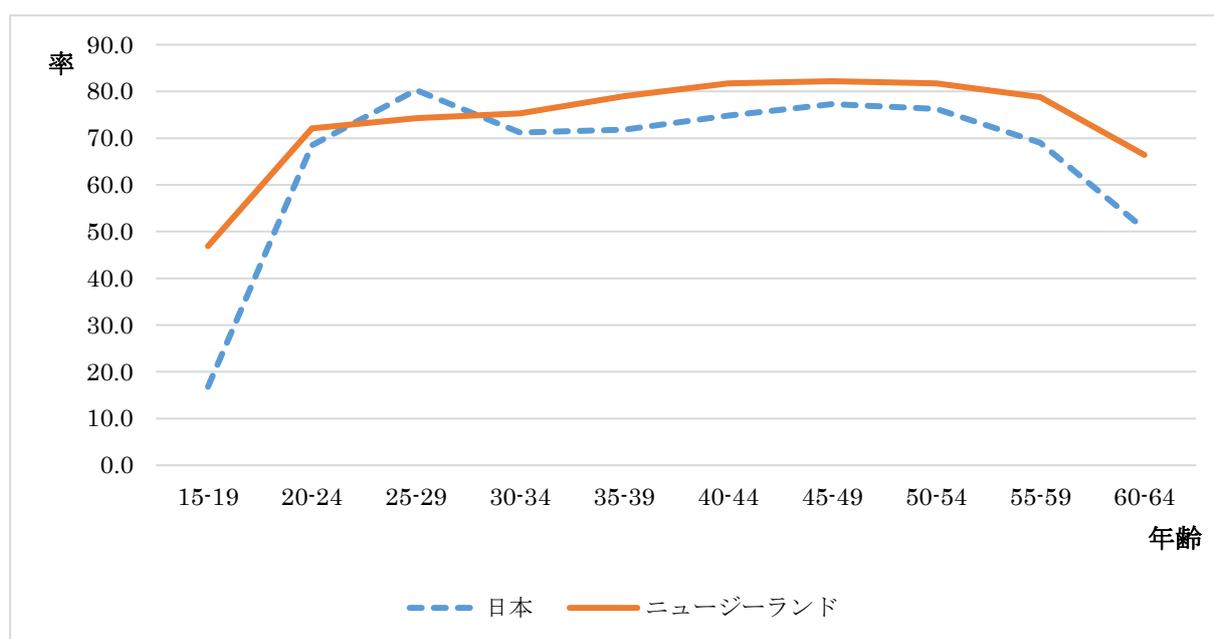
図表 2-5 女性の年齢階級別労働力人口の割合（1990 年）



³⁵ OECD, StatExtracts, Labour Force Statistics by sex and age

³⁶ OECD, Society at a Glance 2016 Data for Chart LMF1.2.C. Maternal employment rates by age of youngest child, 2013a

図表 2-6 女性の年齢階級別労働力人口の割合（2015 年）



第4節 産前産後・育児休業制度

女性によって多様な働き方が選択できる職場環境を整備するため、1987年に育児休業及び雇用保護法（Parental Leave and Employment Protection Act）が施行され、産前産後休業制度が導入された。2002年には法改正が行われ、12週間の有給育児休業制度が創設された。その後、数回の延長があり、2017年2月現在では18週間となっている。この制度の対象は母親であるが、条件を満たせば父親に全部若しくは一部を移譲することができる。2017年2月現在の育児休業支給額（Parental Leave Payment）³⁷は、休業直前の給与額100%（最高NZ\$³⁸527.72/週まで）となっている。また、雇用期間等の条件を満たせば、52週（上記の18週を含む）の無給延長休業（Unpaid Extended Leave）が認められる。

また、父親に対しては、無給の父親休業制度（Unpaid Partner's Leave）がある。出産予定日の21日前から出産日の21日後までの間に、1週間又は2週間取得することができる。

第5節 家族給付制度³⁹

1 児童手当から家族補助へ

ニュージーランドは、1926年に世界初の児童手当制度（The Family Allowance）を導入した。当初は所得制限を設けていたが、1946年には所得制限も撤廃されて普遍性を

³⁷ <https://employment.govt.nz/leave-and-holidays/parental-leave/parental-leave-payment/>

³⁸ ニュージーランドドルのことであり、1NZ\$は約81.63円（2017年2月17日現在）

³⁹ 加藤(2014)、58-60頁。鎌倉(2010)、9-10頁。数値については時点更新している。

持つ手当に改善され、子育て支援策として定着していた。しかし、厳しい経済状況の中、1991年に廃止され、これまで子どもを持つ全ての家庭に対して子ども1人当たりNZ\$6/週を支給していたものを、子どもを持つ低所得家庭に限定する家族補助(Family Support)として引き継がれた。

2 働く家族のための給付付き税額控除

家族の形態が変化していく中で、2004年には、社会開発省が子育て世帯への支援、中低所得者への所得保障、就労支援等を目的とする「Working for Families」という社会保障制度改革が行われ、従来の家族補助を大幅に拡大する形で、2005年から2007年にかけて段階的に「働く家族のための給付付き税額控除」(Working for Families Tax Credit)が導入された。

これは、歳入庁(Inland revenue Department)が所管する子育て世帯の最低限の生活費の保障を目的とし、税額控除で控除しきれなかった残りを現金にて支給する給付付き税額控除制度のことで、18歳以下の子どもを扶養する世帯が対象である。以下の4つの税額控除⁴⁰から構成される。

(1) 家族税額控除(Family Tax Credit)⁴¹

就労要件のない給付付き税額控除である。2016年4月から2017年3月までの税額控除額は、図表2-7のように第1子の場合、16歳未満がNZ\$4,822、16歳以上がNZ\$5,303で、第2子以降の場合は若干減額される。また、夫婦の所得制限があり、子どもが1人の場合、税額控除前所得額がNZ\$36,351から段階的に支給額が削減され、NZ\$57,500を超えるとゼロになる。

図表 2-7 1年間当たりの給付額

子どもの年齢と数	上限金額 (NZ\$)
16歳未満の第1子	4,822
16歳以上18歳以下	5,303
13歳未満・第2子以降	3,351
13歳以上15歳以下・第2子以降	3,822
16歳以上18歳以下・第2子以降	4,745

(2) 就労税額控除(In- Work Tax Credit)⁴²

就労要件のある給付付き税額控除である。夫婦で週30時間以上、又は一人親で週20時間以上働いている、給与・賃金所得者又は自営業者が対象である。税額控除額は、18歳以下の子どもが3人以下の場合1週間にNZ\$72(4人以上の場合は4人目以降に付

⁴⁰ <http://www.workingforfamilies.govt.nz/tax-credits/>

⁴¹ <http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/understanding/all-about/ftc/>

⁴² <http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/understanding/all-about/iwtc/>

き 1 人当たり 1 週間に NZ\$15 を加算) が与えられる。

(3) 新生児税額控除 (Parental Tax Credit)⁴³

出産に関する費用を補助するため、生後 10 週⁴⁴までの新生児 1 人当たりにつき、週 NZ\$220 (10 週間で NZ\$2,200) の給付を行うものである。

(4) 最低家族税額控除 (Minimum Family Tax Credit)⁴⁵

就労要件のある給付付き税額控除である。18 歳以下の扶養児童を有し、夫婦で週 30 時間以上、又は一人親で週 20 時間以上働く、給与・賃金所得者が対象である。税額控除額は、税引き後所得が年間 NZ\$23,764 (1 週間当たり NZ\$457) に達するように設定され、最低生活費を保障するためのものである。

第 6 節 幼保一元化までの歴史

1986 年、ニュージーランドでは世界の中でも早い時期に幼保一元化が実現した。一元化以前、乳幼児保育サービスは主に幼稚園と保育所が行っており、所管も幼稚園は教育省、保育所は社会福祉省とに分かれていた。幼稚園は無償であり、教師である保育者も資格を持っていることに対し、保育所の役割は社会に広く知られていなかった上、保育所に対する助成はほとんどなく、更に保育者も資格を必要としなかったことから、幼稚園との差は歴然であった。1960 年代から 70 年代にかけて女性の社会進出に伴い、全日型で保育を行う保育所への入園希望者が増えてきた。そこで政府は、保育と教育サービスの異なる待遇、不平等な補助金制度を是正し、全体的な幼児教育サービスの質の向上を図り、幼児教育サービスの多様性を維持し、保護者が幼児教育の種類と形態を選択できるように、これまで社会福祉省が所管していた保育所やマオリ部が所管していたコハンガ・レオを教育省に移管し、幼稚園と保育所等の両方を一元的に教育省が管轄することとなり、保育所等への助成も増えていった。

特に、これまで社会福祉省が行っていた保育所の所管を教育省に移すことは、保育を幼児教育の一環として捉えることを意味し、通う施設の種類は異なるが、その結果、公平で良質な幼児教育を提供するようになった。

⁴³ <http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/understanding/all-about/ptc/>

⁴⁴ 2015 年 4 月 1 日以前に産まれた新生児に対しては 8 週までの支給となり、NZ\$150 (8 週間で NZ\$1,200) の給付となる。

⁴⁵ <http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/understanding/all-about/min-ftc/>

第3章 ニュージーランドにおける乳幼児保育政策の概要⁴⁶

この章では、乳幼児保育政策の概要について詳述する。まず、保育制度として多様なサービス提供機関があること、就学前統一カリキュラムであるテファリキ、乳幼児保育サービスの質を確保するための監査体制、最後に政府補助金について紹介する。

第1節 保育制度

1 保育・幼児教育行政の所管

ニュージーランドでは、前章で述べたように、1986年の幼保一元化以降、保育所、幼稚園などの施設型サービス、家庭的保育サービスなどの非施設型サービスともに教育省所管となっており、地方自治体は施設を建設する際に建築法上の基準に合致しているかどうかを判断するだけで、施設運営には関わっていない。

2 乳幼児保育サービスの利用状況

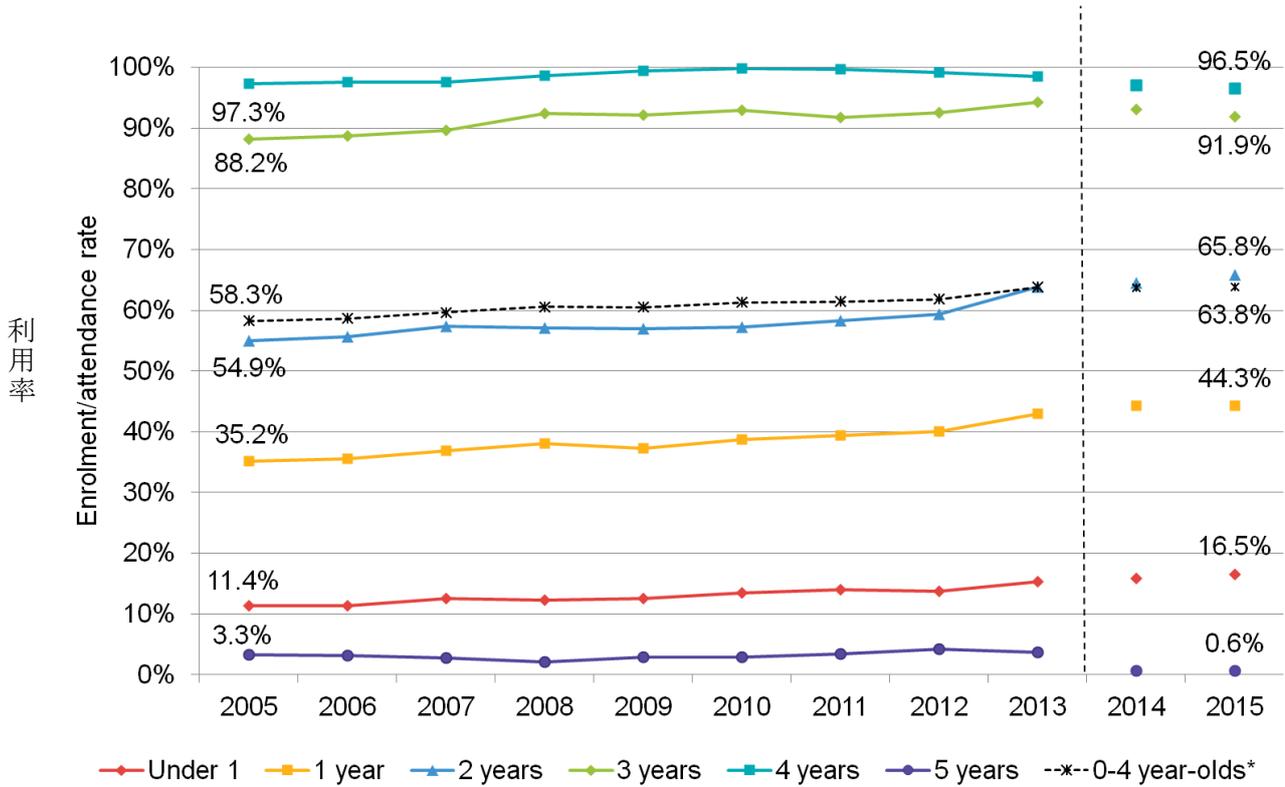
ニュージーランドの乳幼児保育サービスを利用している子どもは、教育省の調査⁴⁷によると、図表3-1のとおり、2015年6月時点で198,887人（0歳から4歳の人口の63.8%）である。年齢別に見ると、1歳未満が16.5%、1歳が44.3%、2歳が65.8%、3歳が91.9%、4歳が96.5%、5歳が0.6%⁴⁸となっており、子どもの年齢によって大きな差がある。また、民族別で見ると、図表3-2のとおり、英国その他のヨーロッパ系が54.6%、マオリ系が22.8%、太平洋諸島系が7.6%、アジア系が12.3%、その他が2.2%となっている。

⁴⁶ 松井(2010)、55-70頁。

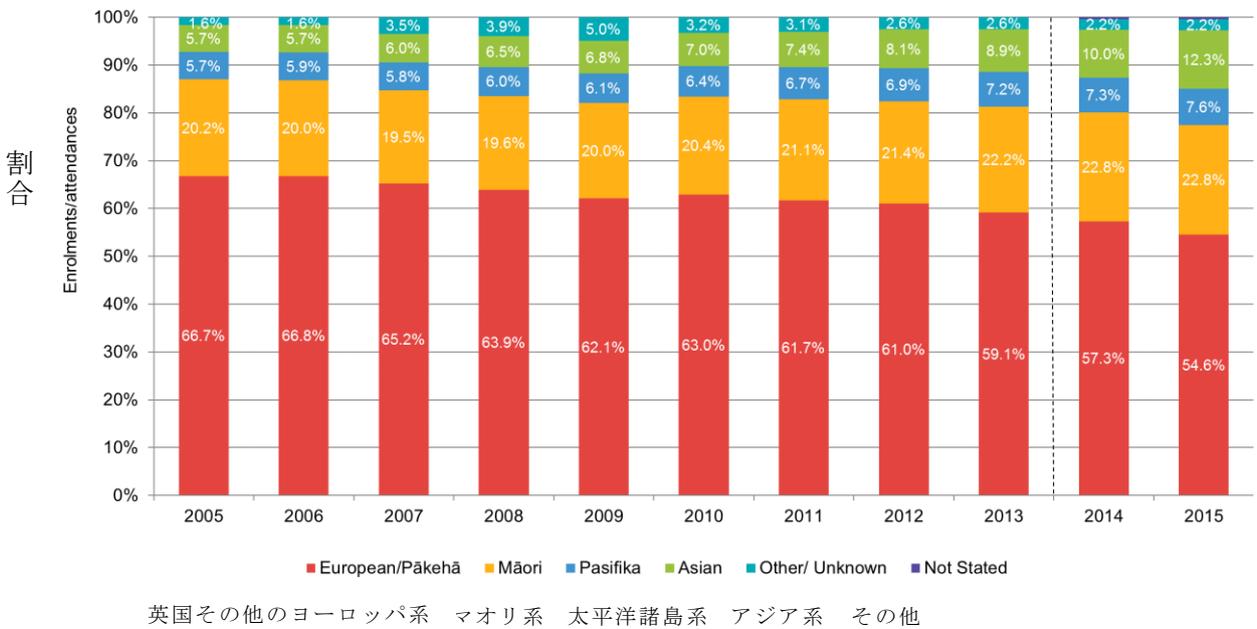
⁴⁷ Annual ECE Data Summary Report 2015

⁴⁸ ニュージーランドでは5歳の誕生日から学校に通うことが出来るため利用率が下がる。

図表 3-1 年齢別の乳幼児保育サービスの利用率⁴⁹



図表 3-2 乳幼児保育サービス利用者の民族別割合の推移⁵⁰

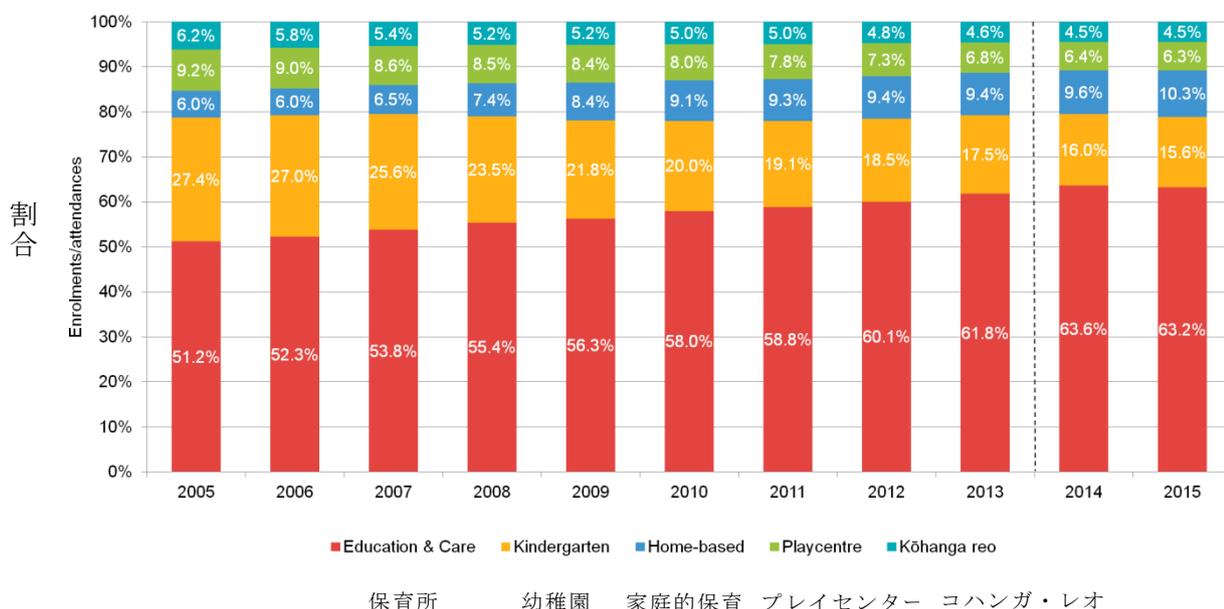


⁴⁹ 2014年、2015年の数値は推定値

⁵⁰ Annual ECE Data Summary Report 2015

また、ニュージーランドには、図表 3-3 のように多様な乳幼児保育サービス施設が共存する中であって、各施設が独自のサービス提供形態を発達させてきた。サービスを行っている機関には、図表 3-4 のように幼稚園、保育所、プレイセンター、コハンガ・レオなどの免許必須の施設型サービス、家庭的保育、院内保育、通信制学校などの免許必須の非施設型サービス、図表 3-5 のようにプレイグループ、太平洋諸島乳幼児グループ、プナ・コフンガフンガなどの免許不要の機関がある。なお、利用者は、一つの施設だけではなく、複数の施設を組み合わせる利用ができる。

図表 3-3 乳幼児保育サービス機関割合の推移⁵¹



⁵¹ Annual ECE Data Summary Report 2015

図表 3-4 免許保有の乳幼児保育サービス機関数の推移
(各調査年の6月30日時点)⁵²

サービス機関名	運営主体	2000	2003	2006	2009	2012	2015
保育所	非営利機関	672	734	773	829	857	817
	私立機関	800	940	1,077	1,424	1,471	1,613
	合計	1,472	1,674	1,850	2,253	2,328	2,430
幼稚園	非営利機関	600	610	619	626	644	653
家庭的保育	非営利機関	135	120	91	87	76	64
	私立機関	48	88	132	220	276	379
	合計	183	208	223	307	352	443
プレイセンター	非営利機関	524	484	480	462	456	435
コハンガ・レオ	非営利機関	590	528	491	471	465	461
一時保育所	非営利機関	26	27	27	24	13	1
	私立機関	13	15	13	15	13	8
	合計	39	42	40	39	26	9
院内保育	非営利機関	0	0	0	0	11	20
合計		3,408	3,546	3,703	4,158	4,282	4,451

※幼稚園、プレイセンター、コハンガ・レオ、院内保育の運営主体は全て非営利機関であり、私営機関はない。

図表 3-5 免許不要の乳幼児保育サービス機関数の推移
(各調査年の6月30日時点)⁵³

サービス機関名	2000	2003	2006	2009	2012	2015
プレイグループ	592	562	667	675	782	754
太平洋諸島乳幼児グループ	127	117	93	44	57	74
プナ・コフンガフンガ	0	32	41	27	33	29

以下、それぞれのサービス提供機関について説明する。

(1) 幼稚園 (Kindergarten)⁵⁴

幼稚園は、1889年に公益法人が、無償幼稚園(Free Kindergartens)を最初に設置したことを発端とする。保育者に対しては教員免許の取得を義務付け、今日に至るまで高い質の就学前教育(保育)を提供し、運営は自発的な寄付と保護者による支援の下、保育料は徴収しない形で行われている。

⁵² Education Count, Number of licensed ECE places

⁵³ Education Count, Number of licensed ECE places

⁵⁴ 七木田(2015)、84-85頁。

主に3・4歳児を対象とした教師主導の乳幼児保育サービスを提供する施設であり、保護者は独自に入園申請を行い、午前あるいは午後のみ保育を行うといったセッション型(Sessional)を採用しているが、一部の施設では全日型(All-day)のところもある。ただし、午前8時開園で午後5時には閉園するところが多く、午後6時以降にも開園しているところはほとんどない。

(2) 保育所(Education and care centre)⁵⁵

保育所は、1903年に両親の疾病や死亡などの理由で養育が困難な家庭の子どもの保育を行うために設置された。その後、1960年代から70年代にかけて、女性の社会進出が顕在化するに従い、社会における保育所の役割が大きく期待されるようになった。保護者の就労のため、幼稚園などのセッション型ではなく、全日型で預かってもらえる保育所への希望者が増え、保育所の設置が全国的に広まり、今日においては最も就園率の高い乳幼児保育サービス施設となっている。

出生後から就学前の5歳児までを対象とした教師主導の乳幼児保育サービスを提供し、全日型・セッション型・自由時間型⁵⁶(全日型とセッション型の混合)を採用している。保育形態は異年齢でのグループ保育を基本としており、3歳未満のグループ、3歳以上4歳未満のグループ、4歳以上5歳未満のグループの3グループに分けられている。グループ間の移行は個人単位で行われ、誕生日の1ヶ月前頃から準備に入り、1日の数時間を担当保育者と一緒に上のグループで過ごしながらか、少しずつその時間を増やしていく。このような手法は、小学校以降にも使われている。

(3) プレイセンター(Playcentre)⁵⁷

プレイセンターは、1941年に第二次世界大戦に出征して父親が不在の家庭の子育てを親たちが協働して行うための保育施設として始まった。その後も1980年代に保育所が増加するまでは、幼稚園と並ぶ主要な施設であった。また、プレイセンターは、機関と親が自ら主導的に施設の維持、運営を行い、加えて親教育の側面も兼ね備えるユニークな子育て支援施設として、ニュージーランドにおける特徴的な施設として知られている。政府の管轄は教育省ではあるが、全国的な組織であるプレイセンター協会(New Zealand Playcentre Federation)の下に32の支部があり、各プレイセンターを管理している。

0歳児から就学前の5歳児までを対象とした施設である。通常4時間のセッション型であり、曜日ごとに対象年齢が決まっており、年齢別保育が行われている場合が多い。

プレイセンターの最大の特徴は、親が子どもを預けて働きに行ったりする保育所などの施設とは異なり、親と子どもと一緒に施設に来て活動する点である。プレイセン

⁵⁵ 七木田(2015)、85-86頁。

⁵⁶ All-day or sessional

⁵⁷ 島津(2012)、207-212頁。

ターは、保護者の中にいるプレイセンター協会認定の資格を有するスーパーバイザーが指導的役割を担うが、子どもの教育方針、施設の運営方針は親たちの話し合いで決められる。また、親自身への教育プログラムもあり、受講することによって指導的役割を担うスーパーバイザーの資格が得られるような仕組みである。子どもの保育のみならず、親にとっての出会いの場、親教育の場としての意味合いも大きい。

(4) コハンガ・レオ (Kōhanga Reo)⁵⁸

コハンガ・レオは、1982年にマオリ部の所管で運営が開始されたマオリ文化に根ざした施設である。開始以前の1960年代にはマオリの子どももヨーロッパ系移民の子どもが主に通う幼稚園、保育所などに通い始めたが、第1章で述べたとおり、二文化主義が社会に浸透していくに伴い、マオリ文化や伝統の継承、特にマオリ語を次世代に伝え残すことを目指すための乳幼児保育施設として設置されるようになった。更にコハンガ・レオの運営補助を目的に、慈善団体であるコハンガ・レオ・ナショナルトラストを設立した。

出生後から就学前の5歳児までを対象とした施設である。コハンガ・レオとはマオリ語で「言葉の巣」を意味し、マオリ語の教育とマオリの発展を目指すものである。施設の運営は、マオリの保護者や年長者によって、全てマオリ語で行われ、プログラムの内容もマオリ文化に根ざしたものとなっている。1989年の保育分野における教育改革により、所管がマオリ部から教育省に移管された。

なお、2015年の教育省調査⁵⁹では、コハンガ・レオ利用者のうち、94.6%がマオリであるため、マオリの人たちにとっては重要な乳幼児保育サービスを提供する施設である。

(5) 家庭的保育 (Home-based service)

家庭的保育は、保育を必要としている親と保育者を結びつける組織化されたシステムで、保育者（教育者）又は子ども自身の家で、少数の子どもに乳幼児保育を行うサービスのことである。保育者自身も親であることが多い。保育資格者であるコーディネーターが、1ヶ月に1回以上訪問するなどして、家庭での保育の質を管理、ネットワークの構築を行っている。

(6) 院内保育 (Hospital-based service)

院内保育は、2008年の教育規程改定に伴って新たに設置された入院中の乳幼児を対象としたサービスのことである。

(7) 通信制学校 (Correspondence School)

通信制学校は、地理的、医学的要因等により学校に通えない子どもを対象に家庭で

⁵⁸ 七木田(2015)、88-89頁。

⁵⁹ Annual ECE Data Summary Report 2015

の学習機会を提供する国立学校のことである。主に沿岸部や農村部といった地理的に施設型の就学前施設を利用することが困難な家庭がほとんどである。

(8) プレイグループ(Playgroup)

プレイグループは、地域コミュニティを基盤にした子どもの教育を目的に親と就学前の子どもが集まるグループで、親も一緒に参加しながら1週間に1～3回保育を行っている。

また、太平洋諸島の文化や言語を伝える太平洋諸島乳幼児グループやマオリの文化や言語を伝えるプナ・コフンガフンガというグループもある。

3 保育者の免許

全日型あるいはセッション型問わず、6歳未満の子ども3名以上を定期的に保育するサービス（第2項の（1）から（7））では、乳幼児保育規程⁶⁰に従って、保育者の免許保有が必要となっている。しかしながら、保育者の全てが免許を持つ必要はなく、有資格者の割合は図表 3-6 のように幼稚園では高いままであるが、保育所は政府が有資格者を雇用している施設に対して補助金を多く配分する誘導政策を行っているため、上昇し続けている。

図表 3-6 教師主導の乳幼児保育サービス機関における保育有資格者の割合⁶¹

サービス機関名	2003年	2006年	2009年	2012年
保育所	24.3%	49.6%	58.4%	68.8%
家庭的保育	51.5%	95.1%	98.6%	99.7%
幼稚園	94.1%	95.6%	96.5%	95.4%
全体	34.9%	56.4%	64.0%	73.0%

4 施設の運営主体（非営利機関と私営機関）

運営主体は地域に根ざした非営利(Community-based)機関と個人や企業等が所有する私営(Privately-owned)機関に分類される。非営利機関は、法人格を持つ協会が運営する場合、サービス主体が慈善団体・公的団体・地域団体である場合があり、非営利的運営が求められ利益を上げることは禁止されている。一方、私営機関は利益を上げ、その利益を配分することは認められている。運営主体は個人であるが、フランチャイズ契約で多くの施設を展開している幼児教育企業⁶²も盛んである。また、スポーツ施設、大学キャンパス、企業の従業員向けの託児所を企業の付帯施設として展開している会社もある。近年では、図表 3-7 のように私営機関が運営する施設が広がり、特に都市

⁶⁰ Education (Early Childhood Services) Regulations

⁶¹ Education Count, Teachers in early childhood education Table 3 Percentage of registered teachers by service type

⁶² 主な企業としては「Early Childhood Council」 <https://www.ecc.org.nz/>

部においては私的企業が運営する大規模な保育所が、非営利機関よりも安価な保育料設定を行い、より多くの子どもを受け入れることによって、将来的には非営利機関の保育所が淘汰されていくのではないかとの懸念の声⁶³も聞かれた。

図表 3-7 機関における私立機関の割合（各調査年の6月30日時点）⁶⁴

サービス機関名	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年
保育所	54.3%	56.2%	58.2%	63.2%	63.2%	66.4%
家庭的保育	26.2%	42.3%	59.2%	71.7%	78.4%	85.6%
一時保育所	33.3%	35.7%	32.5%	38.5%	50.0%	88.9%

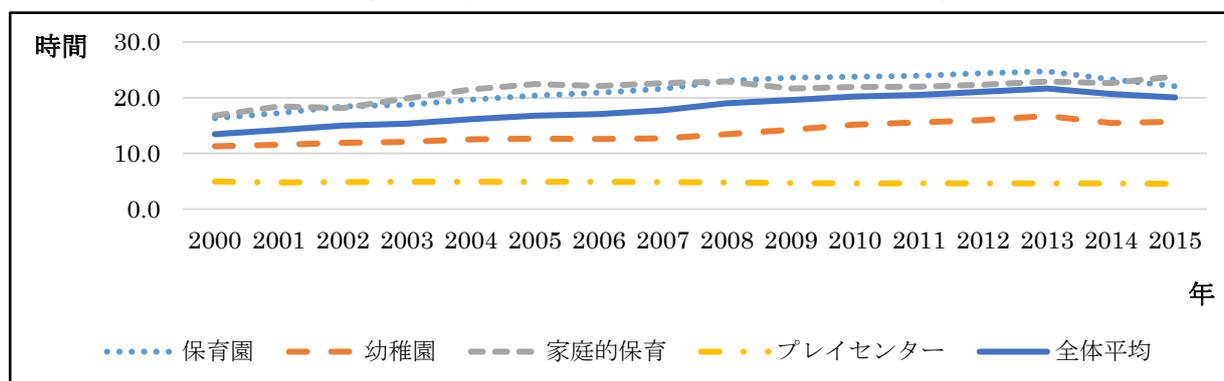
5 保育時間

保育時間は、全日型、セッション型、自由時間型の3種類があり、スタッフの配置基準や昼寝のための設備に関する基準の有無が異なり、また子ども1人当たりを支払われる補助金の額にも差がある。

保育時間はサービスの特徴や地域のニーズによって異なるが、都市圏にある私立の保育所等は午前7時から午後6時まで開園しているところが多い。ただし、保護者と施設との利用契約は曜日・時間単位で結ぶため、必ずしも全ての子どもが毎日通っているわけではなく、また朝から夕方まで保育を受けているとは限らない。

図表 3-8 のとおり、子ども1人当たりの平均保育時間⁶⁵は全体で週 20.0 時間である。サービス別の子ども1人1週間当たりの平均保育時間数をみると、就労している母親が預ける場合が多い保育所（22.0 時間）、家庭的保育（23.8 時間）に登録している子どもの保育時間が長く、主に半日のセッション型の保育を行っている幼稚園（15.7 時間）、プレイセンター（4.5 時間）では保育時間が短い。しかし、幼稚園も長時間化してきているところに特徴がある。

図表 3-8 乳幼児保育サービス種別の週当たり平均保育時間⁶⁶



⁶³ 筆者が 2017 年 3 月に行ったウェリントン市在住の保育士へのインタビューによる。

⁶⁴ Education Count, Number of licensed ECE places

⁶⁵ Education Count, Number of licensed ECE places

⁶⁶ 2014 年と 2015 年は暫定値。

6 保育者の配置基準

保育者の配置基準は、乳幼児保育規程に従って、以下の図表 3-9 のとおり定められている。日本の認可保育所の国の最低基準⁶⁷は、0歳は1：3、1・2歳は1：6、3歳は1：20、4歳以上は1：30であり、幼稚園は1：35以下となっていることから、2歳までは日本のほうが手厚いが、3歳以上となるとニュージーランドのほうが手厚い基準となっている。

図表 3-9 保育者の配置基準⁶⁸

	全日型		セッション型	
	出席者数	保育者数	出席者数	保育者数
2歳未満	1 - 5	1	1 - 5	1
	6 - 10	2	6 - 10	2
	11 - 15	3	11 - 15	3
	16 - 20	4	16 - 20	4
	21 - 25	5	21 - 25	5
2歳以上	1 - 6	1	1 - 8	1
	7 - 20	2	9 - 30	2
	21 - 30	3	31 - 45	3
	31 - 40	4	46 - 60	4
	41 - 50	5	61 - 75	5
	51 - 60	6	76 - 90	6
	61 - 70	7	91 - 105	7
	71 - 80	8	106 - 120	8
	81 - 90	9	121 - 135	9
91 - 100	10	136 - 150	10	

7 保育施設における設備基準

日本の保育施設で定められている設備基準⁶⁹と同じようにニュージーランドにおいても、乳幼児保育規程に基づき、詳細に定められている。

空間の基準については、家具の置いてある場所、廊下、トイレ、スタッフの部屋、2歳未満の子どものための寝室など、遊びに使えない場所を除いた空間が、子ども1人

⁶⁷ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）

⁶⁸ Education (Early Childhood Services) Regulations 2008(2011年7月改正) この他、混合型、家庭的保育の基準も定められている。

⁶⁹ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）

当たり 2.5 m² 必要であることが定められている。

屋外スペースについては、子ども 1 人当たり 5 m² が必要とされている。

そのほか、免許を得るための最低基準については、台所、トイレ、選択設備、昼寝のための設備、明るさ、換気、音、温度、火災や地震の対応、安全、衛生、食事や飲み物に関する記述がある。

第 2 節 テファリキ（就学前統一カリキュラム）

1 テファリキの特徴

テファリキは、ニュージーランドの保育を特徴づける独自の就学前統一カリキュラムである。1986 年の幼保一元化以降、教育省は幼児教育（保育）サービスに共通のカリキュラムを導入するため、1991 年から検討を開始し、1993 年にはカリキュラム案を全ての施設に送り、意見収集がなされ、その修正を踏まえ、1996 年に完成した。

これまでの保育カリキュラムの多くが、学校教育の準備としての成果のために何を用意すべきという内容で構成されていたが、このテファリキは、保育の実践者、研究者、マオリの意見を集めて作られた「子どもの個性を重視する保育観」に依拠しており、日本で言う幼稚園教育要領⁷⁰ や保育所保育指針⁷¹ とは異なり、包括的で理念的なものである。

なお、テファリキとは、マオリ語でニュージーランドの就学前施設の形態の多様性を背景とした原理の糸と要素の糸で編みこまれたファリキ（織物）を意味し、多様な価値観を内包しているだけでなく、「だれでもが抛り所となる敷物」の意味も持つ。

構成は、図表 3-10 のとおり、4 つの原理と 5 つの要素であり、カリキュラムの諸原理として、「エンパワメント(Empowerment)」、「全体的発達(Holistic Development)」、「家族と地域社会(Family and Community)」、「関係性(Relationships)」の 4 つがある。子どもの学習と発達の分野である要素は 5 つで、「所属意識(Belongings)」、「健康・福利(Well-Being)」、「探索・探求(Exploration)」、「コミュニケーション(Communication)」、「貢献(Contribution)」がある。

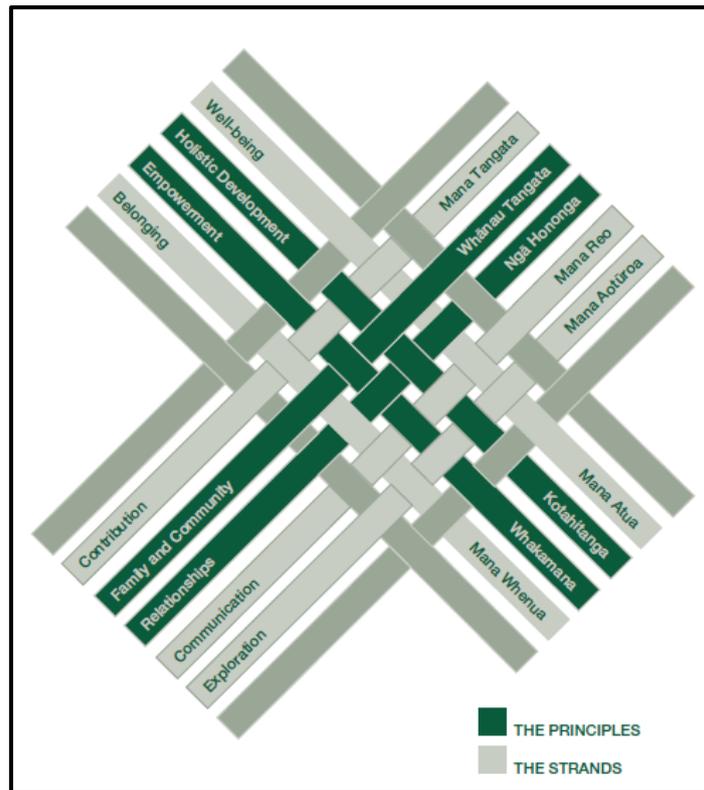
なお、このテファリキは図表 3-11 のとおり、各施設に備え付けられていて、いつでも閲覧できるようになっている。

また、教育省によると、2017 年 3 月時点において、完成後初のテファリキの改正作業が進められているとのことだった。

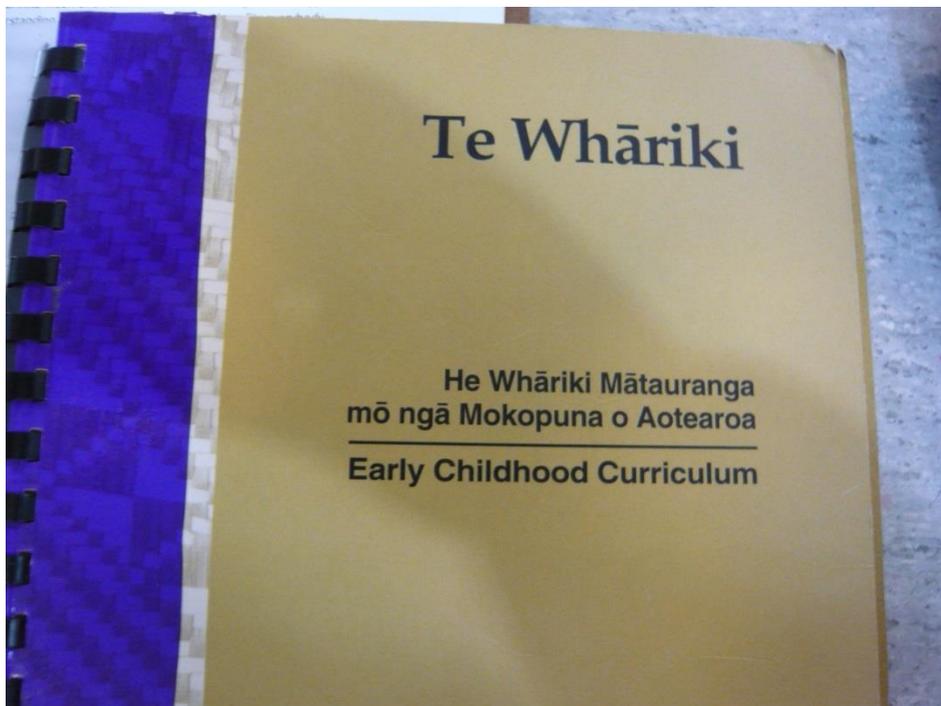
⁷⁰ 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/

⁷¹ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf>

図表 3-10 テファリキの原則と要素⁷²



図表 3-11 テファリキの表紙（各施設に備え付けている）⁷³



⁷² ニュージーランド教育省のウェブサイト。

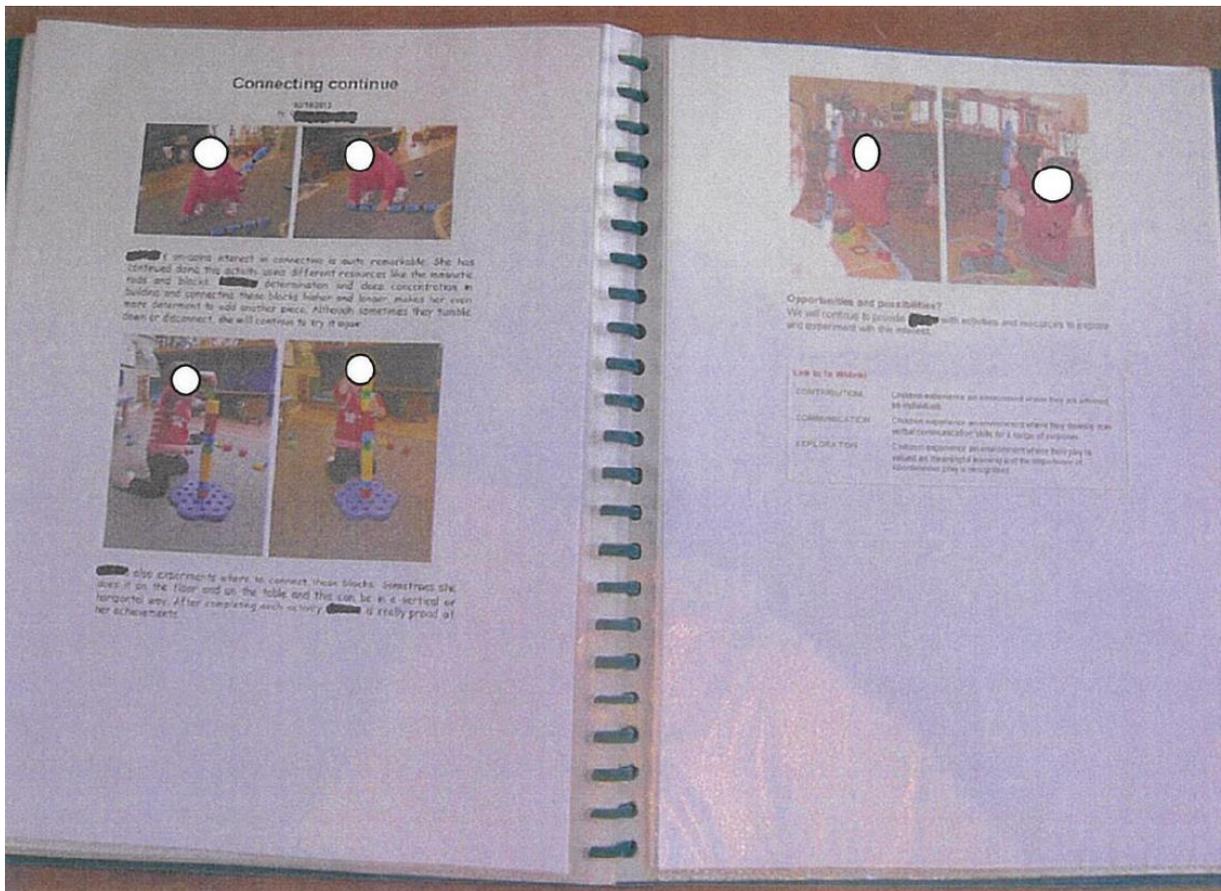
⁷³ 筆者撮影(2016年11月)。

2 ラーニングストーリー

ラーニングストーリーとは、テファリキに基づいて実施される子どもの成長を一人ひとり記録していくことである。テファリキにおいては、それぞれの子どもの自主的な活動、そして個々の発達が尊重されるため、保育者はそれぞれの子どもを個別に観察し、写真を撮ったりしながら専用のパソコンソフト⁷⁴に記録をつけていく。また、保育者が記載したストーリーの内容は保護者もオンライン上で逐次確認できるほか、家庭でのイベントなどを保護者が追記することもできるので、子どもの「成長アルバム」を保育者と保護者が一緒に作り上げていくようなものである。その観察記録は子どもの学習プロセスがわかるように、多様な記述形式を使用している。

このように子どもを局所的にとらえるのではなく、一つの物語としてとらえることで全体的な観点から子どもの成長や発達をとらえる点に特徴がある。

図表 3-12 ラーニングストーリーの例⁷⁵



⁷⁴ 筆者が調査した施設では、「Storypark」と「Educa」の2種類のうち、どちらかが使われており、作成にかかる保育士の負担は大きくないとのことだった。

⁷⁵ 筆者撮影(2017年3月)。個人情報保護のため一部加工してある。

第3節 乳幼児保育サービスの質の確保のための取組⁷⁶

ニュージーランドにおける乳幼児保育サービスにおいて、質の確保も重要な観点である。しかしながら、乳幼児保育は小学校以降の教育とは異なり、統一学力テストのような教育の成果を測定することはできず、施設での遊びなどの生活の中で、子ども一人ひとりの発達に沿って、サービスが提供されているため、測定方法、評価内容、評価指標などが分かりづらく、どの点をもって保育の質が確保されているのか議論の分かれるところである。

この節では、ニュージーランドで行われている教育省の監査、第三者機関の教育機関評価局（Education Review Office）による評価及び保育資格者の養成や研修などについて述べる。

1 教育省の監査

教育省の監査は、保育施設を設立したとき、又は、異常事態が発生したときに限られる。まず、保育施設を設立したときは、カリキュラム、保健衛生、安全、施設、設備、運営体制などが国の基準を満たしているかどうかを調べ、その上、1年間の仮免許で運営された後、正式に認可を与える仕組みになっている。また、異常事態が発生したときは、保護者からの通報などで子どもの安全性に懸念がある場合と教育機関評価局からの指摘があった場合に抜き打ち監査をすることができ、その結果次第で、施設の閉鎖、仮免許への変更、期限を設定しての改善命令などの措置をとることができる。

2 教育機関評価局による第三者機関での評価

教育機関評価局は、子どもの教育環境としての質の確保、改善を促進するために、1989年に設立された政府の第三者機関である。国の認可を受けている各保育施設・教育施設及び学校を対象に、法律の基準を満たしているかどうか、施設が掲げた目標が達成されているかどうか等の評価を行い、その結果を報告する。

教育機関評価局は、各施設をおよそ3年⁷⁷に1回の割合で評価⁷⁸を行い、問題がある施設に対しては、追加調査も行っている。各施設の評価は、就学前教育あるいは小学校教育に携わったことがある人を公務員として任命した約150人の評価者（Evaluator）が、教育機関評価局が定めた全国共通の評価項目・基準⁷⁹に沿って、共通の研修を受けた上で、評価を行っている。

評価は子どもの成績や能力ではなく、子どもの発達のニーズに対して、施設が十分に対応できているかが評価され、その際のポイントは各施設が掲げる教育方針、リーダーシップ、カリキュラム、保育者と子どもの関わりなどが挙げられている。評価者は

⁷⁶ 池本(2016)、105-110頁。

⁷⁷ 前回の評価結果のランクによる。

⁷⁸ 2015年7月から2016年6月までの1年間に1,259施設の調査を実施。

⁷⁹ ERO's Manual of Standard Procedures や Code of Ethical Conduct for Review Officers を指す。

2人以上で2日間、実地調査のため、施設を訪問し、書類のチェックや保育の状況の観察に加え、職員、必要があれば保護者や子どもなどの声を聞くことなどにより、評価結果をまとめる。

また、評価は施設の運営に関して一つ一つの項目をチェックして点数をつけていくのではなく、①効果的な自己評価の実施、すなわち職員が自らの実践を振り返り改善していく意欲や能力があるか、②職員と保護者の関係は良好かどうかという視点を持ちながら行っていく。

①については、まず、教育機関評価局が施設を実地調査する6週間前までに実施通知を発出し、同時に自己評価書も送付し、最初に施設が自己評価を行う。その自己評価結果を実地調査2週間前までに教育機関評価局に提出することが義務付けられている。評価の中心は自己評価が効果的に実施されているか否かであり、そうでない施設には、施設が気づいていない改善すべき点を教育機関評価局が明らかにする。教育機関評価局が施設の自己評価を重視していることについては、OECDの報告書でも先進的な取り組みとして紹介されている。なお、教育省は2006年に、自己評価を効果的に行えるよう図表3-13のような「乳幼児保育のための自己評価ガイドライン」(Self-review Guidelines for Early Childhood Education)⁸⁰を作成し、全乳幼児保育サービス機関に配布している。

図表 3-13 乳幼児保育のための自己評価ガイドライン

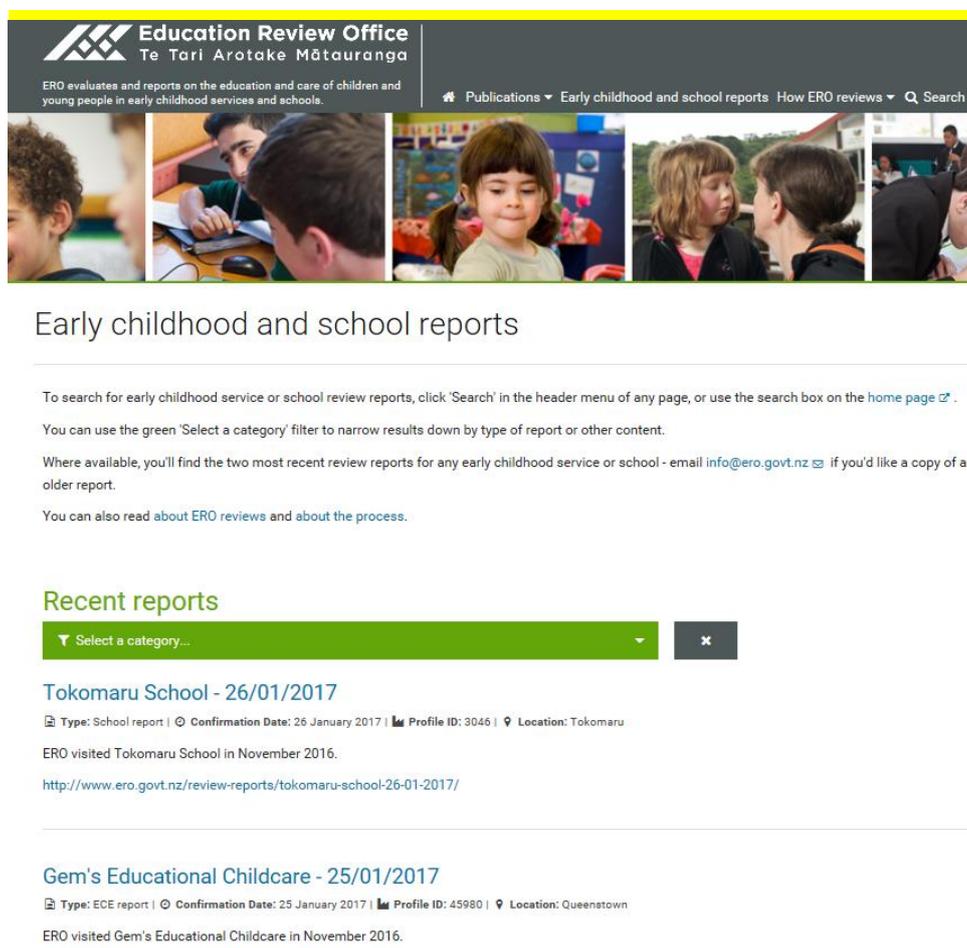


⁸⁰ <http://www.education.govt.nz/early-childhood/running-an-ece-service/administration/self-review-guidelines/>

②については、保護者には施設を選ぶ消費者としての側面と、職員と協力して保育をよりよいものにしていく生産者としての側面があると考えられており、保護者と職員が協力関係にあることが重要視されている。

教育機関評価局が行う評価の公表については、まず4段階評価（非常に良い⁸¹(Very well placed), 良い⁸²(Well placed), 改善の必要あり⁸³(Requires further development), 非常に悪い⁸⁴(Not well placed))のうち、どの評価を受けたかが示され、①評価者による評価結果（4ページ程度）、②施設の基本的な情報（1ページ程度）、③評価に関する基本的な情報（1ページ程度）が記載されている。なお、評価レポートは図表3-14や図表3-15のように過去の分も含め、教育機関評価局のホームページで誰でも閲覧することができる。

図表 3-14 教育機関評価局による評価レポート一覧



The screenshot shows the Education Review Office (ERO) website. The header includes the ERO logo and name in English and Māori, along with a navigation menu. Below the header is a row of five small images showing children and staff in educational settings. The main content area is titled 'Early childhood and school reports' and contains instructions on how to search for reports. Below this is a 'Recent reports' section with a dropdown menu for selecting a category. Two reports are listed: 'Tokomaru School - 26/01/2017' and 'Gem's Educational Childcare - 25/01/2017', each with details on report type, confirmation date, profile ID, and location.

81 次回の評価は4年後（該当は全体の12%ほど）。

82 次回の評価は3年後（該当は全体の72%ほど）。

83 次回の評価は2年後であるが、評価後9ヶ月後にフォローアップ調査を受ける（該当は全体の14%ほど）。

84 即時教育省へ連絡がなされる（該当は全体の2%ほど）。

図表 3-15 教育機関評価局による評価レポートの例⁸⁵

Nga Tamariki Childcare Centre - 19/03/2014

On this page:

1. Evaluation of Nga Tamariki Childcare Centre
2. Information about the Early Childhood Service
3. General Information about Early Childhood Reviews

NGA TAMARIKI CHILDCARE CENTRE
REPORTS

[Nga Tamariki Childcare Centre -
01/03/2011](#)

[Nga Tamariki Childcare Centre -
19/03/2014](#)

1. Evaluation of Nga Tamariki Childcare Centre

How well placed is Nga Tamariki Childcare Centre to promote positive learning outcomes for children?

Not well placed	Requires further development	Well placed	Very well placed
-----------------	------------------------------	-------------	------------------

ERO's findings that support this overall judgement are summarised below.

Background

Nga Tamariki Childcare Centre is a non-profit, parent co-operative licensed to provide all day education and care for infants through to school age children. The centre's vision and philosophy are clearly articulated and enacted throughout all aspects of the service's operation. The centre is well resourced.

The positive findings in the March 2011 ERO report have been well sustained and the report recommendations comprehensively addressed. The new centre supervisor commenced her role in mid 2012. Staffing is stable.

The Review Findings

Positive, respectful relationships with children and their whānau are given high priority within the centre. Communication with whānau is enhanced through the use of digital media and daily notice boards. These help whānau to know what has been happening for their children on a day-to-day basis. Teachers regularly receive pertinent and timely input from families which assists teachers with their programme implementation.

Children's learning and wellbeing is effectively supported by centre staff. Teachers are aware of priority children and their particular needs, and provide sensitive support. Babies and toddlers are well nurtured in a calm, peaceful environment. Teachers are highly attuned to infants' needs. They engage in responsive interactions and adapt to the rhythms of each individual.

Teachers are aware of the variety of ways children express and explore their growing understandings of the world, and use a range of strategies to further promote their learning. Educators build children's confidence to explore and persevere with challenge. Children are offered choices and are encouraged to think of their own solutions to problems. Children have opportunities to revisit their prior learning and to choose and experience appropriate levels of challenge.

①の評価結果は、評価の背景、概要、施設の特徴的な取組と、今後の改善事項がまとめられ、次回の教育機関評価局の評価がいつ頃になるかが記載されている。

②の基本的な情報には、施設の場所、免許の種類、男女別や人種別の利用者数、教育資格を持つ保育者の割合が 50%未満、50%～80%未満、80%以上のいずれか、保育者一人当たりの子どもの人数などが記載されている。

③の基本的な情報は、教育機関評価局がどのように施設を評価しているのかの情報がまとめられており、さらに、評価の観点と頻度について、保護者が理解できるように配慮されている。

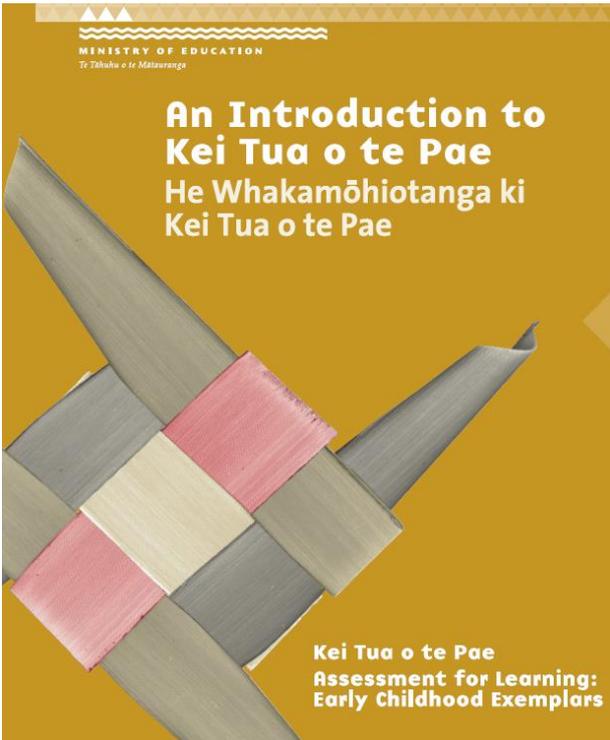
⁸⁵ <http://www.ero.govt.nz/review-reports/nga-tamariki-childcare-centre-19-03-2014/>

3 保育資格者の養成と研修

ニュージーランドの保育者養成は、ニュージーランド教員会(New Zealand Teachers Council)によって管理され、教員養成コースの一つとして設定されている。保育者資格の取得方法は、インターネットを用いた通信型、キャンパスへ通う通学型、全日型、パートタイム型など、複数の形態があるが、ニュージーランド教員会が設けた教員養成プログラム(Initial Teacher Education programme)を修了することが必要である。教員養成プログラムは入学時に英語でのコミュニケーション能力が必要で、3年間の養成期間があり、修了後の2年間の指導期間を経ると、ニュージーランド教員会に登録され、正式に保育者として認められる仕組みである。

次に、保育資格者の研修であるが、テファリキに基づくカリキュラムフレームワークは哲学・理念的なものであり、具体的な目標などは定められていないため、カリキュラムを実践に移す上で参考とすべき規範的な方法・具体例を示すことを主な目的として、教育省は図表 3-16 のように実践例等を写真で詳しく説明した「幼児教育における学習評価の規範例⁸⁶(Assessment for Learning Early Childhood Exemplars)」を作成し、配布、ウェブ上公開している。

図表 3-16 幼児教育における学習評価の規範例及び説明箇所



MINISTRY OF EDUCATION
Te Tāhuhu o te Mātauranga

An Introduction to Kei Tua o te Pae

He Whakamōhiotanga ki Kei Tua o te Pae

Kei Tua o te Pae
Assessment for Learning:
Early Childhood Exemplars

Everyday contexts

The exemplars in these books are about assessments carried out in everyday contexts. A major purpose of documentation is that it will inform everyday, undocumented, interactive teaching and spontaneous feedback, making children's interactions richer and more reciprocal. The curriculum is at its best when activities and conversations are sited in meaningful contexts.

The following is an example of a typical everyday episode in a childcare centre, which happened to be recorded by a visiting researcher.

Where's Kirsty?

There are two teachers named Kirsty at this childcare centre. One of them is away. The interaction began with Zena asking Margaret (the visiting researcher) a question. Jade and Kirsty are teachers.

Zena: [To Margaret] Where's Kirsty?
Margaret: Where's Kirsty?
Zena: Yeah.
Margaret: I don't know.
Zena: [Calling to Jade, a teacher] Where's Kirsty? Um, Jade, where's Kirsty?
Jade: [From across the room] Who, sorry?
Zena: Kirsty at my daycare.
Jade: Kirsty Smith?
Zena: No. Kirsty.
Jade: Can I ask you which Kirsty you mean? Can you come and have a look at the board and show me? [They go together to look at a photo board of all the teachers.]
Zena: [Points] That.
Jade: Oh, she's not here today.
Zena: Why?
Jade: She's got Friday off. She'll be at home.
Zena: Sick?
Jade: No, she's not sick. She's just having a day at home doing some jobs. Are you missing her?
Zena: Yeah.
Jade: She'll be in next week on Monday, though, when you come on Monday.

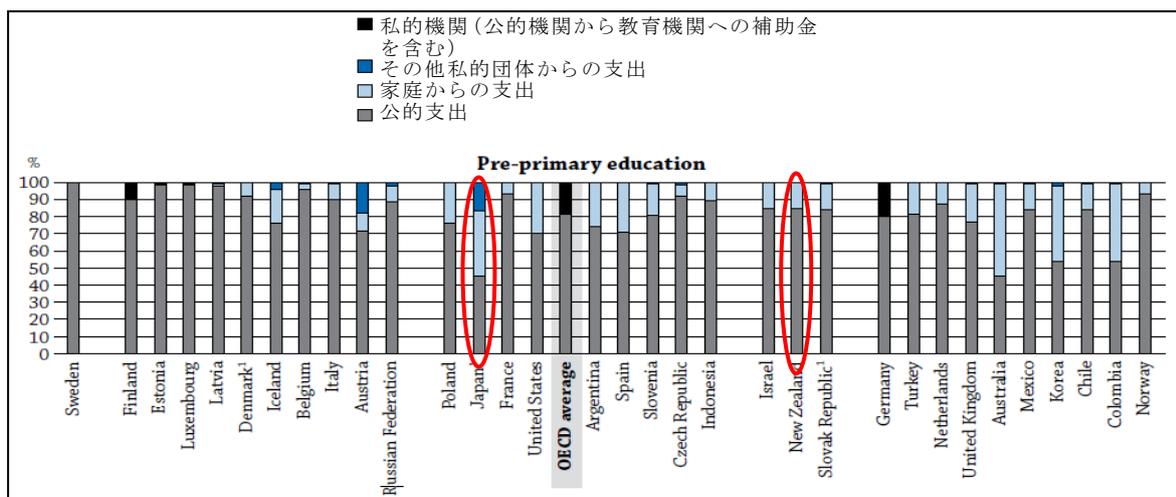


⁸⁶ <http://www.education.govt.nz/early-childhood/teaching-and-learning/ece-curriculum/assessment-for-learning/te-whatu-pokeka-english/>

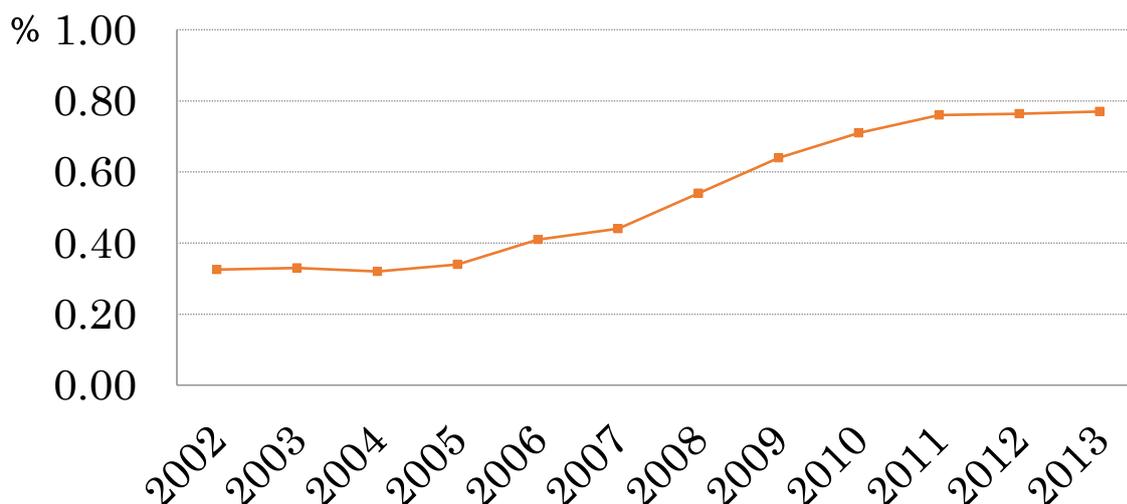
第4節 政府補助金

図表 3-17 のとおりニュージーランドでは幼児教育に占める公的支出の割合が 80% を超えており、家庭からの支出は日本が 30%強となっているのに対し、10%強となっている。また、図表 3-18 のとおり GDP に占める乳幼児保育への政府支出の推移をみると、一貫して上昇し、特に 2007 年に導入された「20 時間幼児教育」の無償化以降、急に上昇しており、乳幼児保育に対するニュージーランド政府の優先姿勢が読み取れる。以下、教育省及び社会開発省の補助金について説明する。

図表 3-17 OECD 加盟国における幼児教育に対する費用負担割合(2011 年)⁸⁷



図表 3-18 GDP に占める乳幼児保育への政府支出の推移 (2002 年-2013 年)⁸⁸



⁸⁷ OECD, “Education at a Glance 2014” Chart B3.2. Distribution of public and private expenditure on educational institutions (2011)

⁸⁸ Public expenditure on early childhood education (ECE) Table 6: Public Expenditure on ECE as a percentage of GDP, fiscal year 2002-2013

1 教育省からの補助金 (Early Childhood Education Funding)

1992 年から擬似バウチャー方式を採用している。擬似バウチャーは、個人に補助金が配られるのではなく、保育所や幼稚園などのサービス提供機関が、集まったバウチャー受給資格者の数に応じた補助金を政府に請求し受け取るものである。補助額は、サービスの種類や有資格者の割合等によって子ども 1 人 1 時間当たりについて定められたレートによって計算される。なお、この補助金は一括助成であるので、スタッフの給与、スタッフの研修費、運営費、備品購入費等への配分は、幼稚園の給与水準が決まっていること以外は、各機関の裁量にある。なお、子ども 1 人について請求できる補助金の上限は 1 日 6 時間、1 週間 30 時間である。

各乳幼児保育サービスに対する補助金額の詳細は図表 3-19 のとおりであるが、2 歳未満の有資格者 100% である全日型の幼稚園に対する補助金が最も高く、1 人 1 時間あたり NZ\$13.17、2 歳以上は有資格者 80% 以上である全日型の教師主導の乳幼児保育サービスに対する NZ\$6.70、20 時間無償教育は有資格者 80% 以上である全日型の幼稚園に対する NZ\$11.72 である。

図表 3-19 乳幼児保育サービスに対する政府からの補助金支給額⁸⁹
 (子ども1人1時間あたり) (2014年7月1日現在)

機関サービス名・評価・登録教員(有資格者)数の割合	通貨は NZ\$, 金額は GST ⁹⁰ 込		
	2歳未満	2歳以上	20時間 幼児教育
教師主導の家庭保育サービス			
標準(Standard)	7.28	3.94	8.76
優良(Quality)	8.31	4.45	9.27
教師主導の乳幼児保育サービス(全日型)			
登録教員数の割合が80%以上	12.12	6.70	11.43
登録教員数の割合が50%以上79%以下	10.97	5.78	10.41
登録教員数の割合が25%以上49%以下	8.86	4.61	9.15
登録教員数の割合が24%以下	7.57	3.83	8.34
幼稚園(全日型)			
登録教員数の割合が80%以上	12.43	6.92	11.72
登録教員数の割合が50%以上79%以下	11.24	5.96	10.67
登録教員数の割合が25%以上49%以下	9.03	4.73	9.33
登録教員数の割合が24%以下	7.68	3.90	8.48
幼稚園を除く教師主導の乳幼児保育サービス(セッション型)			
登録教員数の割合が80%以上	10.77	4.88	6.29
登録教員数の割合が50%以上79%以下	9.79	4.37	5.72
登録教員数の割合が25%以上49%以下	7.98	3.75	5.05
登録教員数の割合が24%以下	6.95	3.38	4.67
幼稚園(セッション型)			
登録教員数の割合が100%	13.17	6.60	7.91
プレイセンター			
標準(Standard)	7.74	3.90	4.96
優良(Quality)	8.84	4.44	5.52
免許保有のコハンガ・レオ(教師主導を除く)			
標準(Standard)	7.74	3.90	7.82
優良(Quality)	8.84	4.44	8.30

⁸⁹ <http://eli.education.govt.nz/assets/Uploads/April-2015-Education-Circular-Early-Childhood-Education-Funding.pdf>

⁹⁰ 「Goods and Services Tax」(商品サービス税)のことである。2017年2月時点で15%課税される。

2 社会開発省からの補助金 (Childcare Subsidy)

教育省の補助金に加え、社会開発省が所管する免許を持った乳幼児保育施設を利用する世帯のうち、一定の所得基準を満たす5歳未満の子どもの保育に対して支払われる保育費助成金(Childcare Subsidy)⁹¹がある。2016年4月現在、所得が子ども1人の場合、1週あたりNZ\$1,400未満、かつ両親とも就労又は就学している等の条件を満たせば、子ども1人1時間あたりNZ\$1.55～5.00が、最大週50時間まで支給される。なお、子ども2人の場合は、NZ\$1,600未満、子ども3人以上の場合は、NZ\$1,800未満まで所得制限が緩和される。⁹²

3 20時間幼児教育 (20 Hours Early Childhood Education)⁹³

幼稚園については無償幼児教育を受けることが可能であったが、保育所を含む他の施設については無償ではなかったため、仕事を持つ保護者にとっては負担が大きかった。そこで、20時間幼児教育は、2007年に3歳・4歳児、そして小学校に通っていない5歳児を対象に1日6時間、週20時間を上限⁹⁴とした教育サービスを無償で受けることができる制度として導入された。対象施設は、保育所やコハンガ・レオ、プレイセンターなどの保育施設運営免許を取得した施設であり、利用者は保護者の収入や就労状況に関係なく、政府に申請さえすれば利用できる。

⁹¹ <https://www.workandincome.govt.nz/products/a-z-benefits/childcare-subsidy.html>

⁹² <https://www.workandincome.govt.nz/map/deskfile/extra-help-information/childcare-assistance-tables/childcare-subsidy-current.html>

⁹³ <http://parents.education.govt.nz/early-learning/early-childhood-education/20-hours-ece-2/>

⁹⁴ 上限を超えた分については、通常の保育料を支払う必要がある。

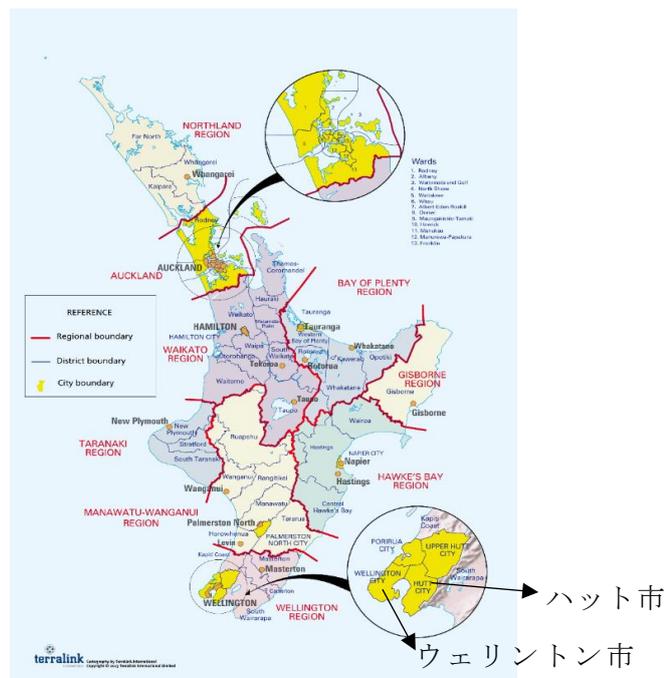
第4章 事例紹介

この章では、首都ウェリントン近郊にある一つの自治体に所在する保育施設（プレイグループの所在地はウェリントン市）の事例紹介を行うが、保育施設の運営は日本と異なり、中央政府の教育省が行っており、地方自治体が担当しているわけではない。

第1節 所在自治体の概要（ハット市）

ハット市はニュージーランド北島の南部に位置し、ウェリントン近郊ではウェリントン（人口約30万人）に次ぐ2番目に大きな都市で、人口は約10万人。首都ウェリントン市に隣接し、ウェリントン国際空港から約30キロメートル（車で約25分）の距離にあり、市内におよそ40⁹⁵の乳幼児保育施設がある。

図表 4-1 北島地図⁹⁶



第2節 ハット市における保育施設との関係

ハット市における保育施設を始めとする子育て支援策について Ray Wallace ハット市長に話を聞いたところ、主なものは、①施設に対する助成金交付、②公共施設利用カードの交付であった。まず、①については、施設の備品や文房具の購入費として、1施設あたり NZ\$2,000 ドルを上限に助成金を交付している。②については、子どもがいる家庭に対し、公営プールや図書館での DVD 貸し出しが無料で利用できる「Magic Card」を交付しているとのことだった。

⁹⁵ Hutt 市ウェブサイト

⁹⁶ Local Government New Zealand ウェブサイト

第3節 施設紹介

1 保育所「Nga Tamariki Childcare Centre⁹⁷」

「Nga Tamariki Childcare Centre」は、ハット市の中心部にある地域コミュニティが運営する1987年に設立された保育所である。

調査した時間は、ちょうど昼食が終わった頃であったが、子どもたちは昼寝をしたり、外で遊んだりするなど、いろいろなことをしていた。勤務する保育士に話を聞くと、毎日、登園時に、それぞれの子どもに今日は何をしたいかを聞いて、子どもがしたいことをサポートしてあげるのが保育士としての役割であるとのことだった。よって、工作やお絵かき、外遊びなどのメニューが毎日用意されていて、子どもの関心に合わせられるような体制が整っている印象を受けた。

また、地域住民との交流については、高齢者施設や図書館を訪問したり、近くの公園まで遊びに行ったり、警察官や消防士に保育所を訪問してもらい話を聞くなどの活動を行っているとのことだった。

【基本情報】

定員：32人（3歳未満8名、3歳以上24名）

開園時間：午前7時30分から午後6時まで

対象年齢：生後3ヶ月から5歳（小学校入学前）まで

職員数：10名（保育士8名（うち有資格者6名）、事務職1名、調理員1名）

保育体系：3歳未満と3歳以上の2グループ



保育所入口



室内



調理場



外遊び場

⁹⁷ <http://ngatamariki.co.nz/>

2 幼稚園「Stokes Valley Kindergarten」

「Stokes Valley Kindergarten」は、「Hutt City Kindergartens⁹⁸」が運営するハット市郊外にある幼稚園である。

調査した時間は、午前の登園が終わってみんなで歌を歌う時間であった。子どもたちが円になって歌を歌ったり、自分の名前を言うなどの活動を毎日、始めに行い、それ以降は保育園と同じように、それぞれの子どもたちがやりたいことをしながら過ごすとのことであった。保育園との違いは、保育時間が短いことくらいで、日本の幼稚園のような学習、お遊戯、体育など時間割に沿って行われることはなく、教育機関というよりは短時間の保育園という印象であった。

また、保育園と同じように各施設には、教育省からのライセンス、園の教育方針、テフアリキ、乳幼児保育の規程集、直近の教育機関評価局の評価書、苦情申立ての手順などがいつでも見られるように掲示してあった。

【基本情報】

定員：午前の部 30 人、午後の部 20 人

開園時間：午前の部は午前 8 時 15 分から午後 0 時 30 分まで（月から金）、
午後の部は午後 1 時 15 分から午後 3 時 15 分まで（週 3 日）

対象年齢：2 歳から 5 歳児（小学校入学前）まで

職員数：4 名（保育士 3 名（全員有資格者）、事務職 1 名）

保育体系：1 グループ



幼稚園入口



室内



泥んこ遊び場



掲示板

⁹⁸ この組織は 19 施設を運営している非営利機関である。
<http://www.huttkindergarten.org.nz/>

3 日本人プレイグループ「プレイグループひまわり」

「プレイグループひまわり⁹⁹」は、ハット市内に所在する施設ではないが、遊びを通して日本語や日本文化に慣れ親しむ機会を提供するため、ウェリントン在住の小さい子どもを持つ有志の母親達によって 2000 年に設立された教育省の免許を有しない施設で、週に 1 回、ウェリントン市郊外にあるコミュニティホールを借りて行っている。

具体的な活動は、保護者と一緒に日本語の絵本を読んだり、遊具遊びや歌を歌ったりしており、同時に保護者達の出会い・交流の場でもあり、子育ての悩みや不安などを気軽に話し合う場でもある。調査日に参加した子どもたちは 20 名ほどで、ウェリントン在住の日本人がほとんどではあるが、日本語、日本文化に関心を持っている日本人以外からの参加も受け入れており、国際交流の場としての機能も果たしている。日本で言うところの児童館や公民館の会議室を借りて、地域の保護者が集まる場のような感じであり、多くの参加者で賑わっていた。

また、運営については遊具などの購入に対して、教育省からの助成金を受けているとのことだった。

【基本情報】

開園時間：毎週金曜日の午前 9 時 30 分から正午まで

対象年齢：0 歳児から 5 歳児（小学校入学前）まで

利用料金：1 家族 1 年間 NZ\$30



コミュニティホール



交流風景



日本語の絵本



歌の時間

⁹⁹ <https://www.facebook.com/Himawari-Playgroup-Wellington-245609612293043/about/>

参考文献

本レポートは本文中に示した資料等のほか、以下を参照している。

- ・自治体国際化協会(2015)「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」『各国の地方自治シリーズ 第49号』。
- ・飯野祐樹(2014)『ニュージーランドにおけるコハンガ・レオの成立過程に関する研究』弘前大学教育学部紀要第111号。
- ・七木田敦、ジュディス・ダンカン(2015)『「子育て先進国」ニュージーランドの保育』福村出版。
- ・飯野祐樹(2011)『ニュージーランド保育政策における二分化主義の成立・展開過程に関する研究』広島大学大学院教育学研究科教育人間科学。
- ・オークランド日本経済懇談会(二水会)(2015)『ニュージーランド概要 2015-2016』。
- ・青木麻衣子、佐藤博志(2014)『新版オーストラリア・ニュージーランドの教育 グローバル社会を生き抜く力の育成に向けて』東信堂。
- ・加藤慶一(2014)『オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度』レファレンス2014年2月号。
- ・鎌倉治子(2010)『諸外国の給付付き税額控除の概要』国立国会図書館。
- ・松井由佳、瓜生淑子(2010)『ニュージーランドにおける乳幼児保育制度 幼保一元化のもとでの現状とそこからの示唆』奈良教育大学紀要第59号。
- ・島津礼子(2012)「ニュージーランドプレイセンターの特質と課題」広島大学大学院教育学研究科紀要第61号。
- ・池本美香(2016)『保育の質の向上に向けた監査・評価の在り方』JRT レビューNo.34。
- ・Ministry of Education (ニュージーランド教育省)
<http://www.education.govt.nz/>
- ・「Annual ECE Data Summary Report 2015」(ニュージーランド教育省年次報告書)
<https://www.educationcounts.govt.nz/statistics/early-childhood-education/annual-ece-summary-reports>
- ・Education Review Office (ニュージーランド教育機関評価局)
<http://www.ero.govt.nz/>

その他、本文欄外にも記載した。

おわりに

本レポートでは、ニュージーランドにおける子育て支援政策のうち、乳幼児保育に関して多様な保育政策を中心に紹介させていただいた。

ニュージーランドにおける世界に先駆けて実現した幼保一元化、乳幼児保育施設を初等教育前の教育機関として位置づけ、補助金などの政府支出を増やしていること、施設運営に民間企業が積極的に進出していること、子どもの成長の過程に焦点を当てながら記録をするラーニングストーリーなどは、日本の乳幼児保育においても大いに参考とすべきところは多い。また、マオリ文化とヨーロッパ系移民文化を融合する「二文化主義」を国是としていることから、多文化主義の観点でも参考になると思う。

現在、日本では共働きの家庭が増えると同時に保育所への入所希望が増加したことによる待機児童の問題がクローズアップされており、中央政府及び都市部の地方自治体においても待機児童の解消が喫緊の課題となっている。そのために保育所の数や入所人数を増やすなどの「量の充実」を図っているが、今後は、「質の充実」も必要となってきたと思う。その点ニュージーランドでは、全国統一の基準で第三者機関である教育機関評価局による評価が義務化されており、評価レポートは、事前の施設による自己評価や実地検査での職員との意見交換を踏まえた上で詳細に作成されている。また、その評価レポートは施設の現状や今後の課題だけではなく、どのような観点で評価が実施されているのかという職員と保護者との共通理解を深め、両者が一体となって改善に向けた取組が行いやすいように整理されている。さらに、新たな保護者が施設を選択する際の信頼できる客観的かつ貴重な情報としても活用されている。この点は、日本の行政機関が各施設に行う関与（幼稚園における学校教育法や私立学校法に基づく指導・助言、保育所における児童福祉法に基づく指導監査など）とは大いに異なり、日本でも見習うべき制度の一つかもしれない。

将来の日本社会を支えるのは子どもたちであり、子どもの成長過程において、乳幼児保育も重要な時期でもある。よって、子どもにとって何が望ましいのか、何が必要なのかについて、議論を深めるべきだと考える。

本レポートが今後我が国の乳幼児保育行政の何らかの参考となれば幸いである。

【執筆者】 シドニー事務所所長補佐 小池 智広